

令和 6 年度

自 己 点 検 評 価 書

令和 7 (2025) 年 9 月

長野保健医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・・・・	1
II. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・	7
基準 1. 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
基準 2. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
基準 3. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
基準 4. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
基準 5. 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・	68
基準 6. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・	77
基準 A. 地域・社会貢献・・・・・・・・	77
基準 B. 研究活動・・・・・・・・	91
V. 特記事項・・・・・・・・	91
1. IPE・IPW プログラム・・・・・・・・	91
2. 高校・大学連携事業・・・・・・・・	92
3. 附属機関における臨地実習・・・・・・・・	94
VI. 長野保健医療大学中期計画における令和 6 年度の事業改善評価・・・・・・・・	95

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 建学の精神・大学の基本理念

学校法人四徳学園（以下「本学園」という。）は、「四徳」（しとく：知恵・勇気・節制・正義）を涵養し、「徳風洽四海」（とくふうしかいにあまねく：知識や技能をすべからく人類愛に基づき世界（四海）に広める気概をもって社会に貢献する。）の精神を基本として豊かな人間性と医療に関する高い知識・技術を備えた人材を養成することを理念とする。

長野保健医療大学（以下、「本学」という。）は、「四徳」を学び、他者に共感し、自己研鑽に励むことにより、「仁心」（じんしん：人を慈しむ心）を醸成・涵養し、保健・医療・福祉の専門職として必要かつ十分な知識と技能である「妙術」（みょうじゅつ：高い知識と技能を備える。）の修得を目指し、生涯にわたり修練と研鑽を重ねる人材の育成を教育理念としている。

2 大学の使命・目的

本学は、人口減少・超高齢化社会が進行し、医療パラダイム（物の見方や捉え方）が「cure」（治す。）から「care」（癒す。）、「patient-centered」（患者本位）と進化し、「行政による規制」から「当事者による規制」へ、「発散」から「統合」へと転換が図られ、「健康寿命の延伸」、「健康増進」、「地域包括ケア」、「専門職連携・協働」が次世代の主要な保健・医療・福祉の課題となる今日において、善き社会人として、多様性を尊重し、探求心をもって、地域の多様なニーズに、他の専門職と連携・協働して対応することができ、生涯にわたって自律的に自己研鑽する専門医療職を育成することを使命としている。

本学が掲げる教育理念である「徳風四海に洽く」と「仁心妙術」に基づき、「地域を担う」、「健康寿命の延伸に寄与する」ための健康な心身と多様性を受容できる豊かな人間性を持った高度専門職人材の教育を目指す。さらに、我が国の社会福祉の充実発展に寄与するとともに、リハビリテーション科学並びに看護学分野の研究、地域振興・活性化への貢献を目的としている。

3 大学の個性・特色等

本学は、保健科学部、看護学部、大学院、共通教養センター、地域保健医療研究センターを設置し、以下のディプロマ・ポリシー（卒業を認定し、学位を授与するための基本的な方針）のもとに、次世代の保健・医療・福祉を担う人材を育成している。

(1) 「四徳」の体得と「仁心」の醸成

人間社会についての基礎知識の習得、人間・健康・社会についての体系的理解、生命への畏敬の念、人権尊重、多様な価値観や個性を尊重する態度、悩める人の立場を理解し共感できる、豊かな人間性と高い倫理観を醸成する。

(2) 妙術の基盤となる専門知識及び技能の習得

医学・医療の基礎知識、技能の習得に加え、幅広く深い教養、基礎的知識に基づく論理的思考力、判断力、的確な表現能力及び総合的な判断力を習得する。

他職種の学理を理解し、医療連携チームの中核となることができる協調性及びコミュニケーション能力を習得する。

(3) 成長し続ける意志と力の醸成

生涯にわたり専門性を高め、ニーズ・課題に向かう探究心をもって、主体的に学修、研究する能力、地域の課題に積極的に関わり地域に貢献する職業人としての意識を醸成する。

(4) 学びの特徴

「地域で学び、地域を学び、地域で育ち、地域が育つ」、「生活基盤を支える」、「地域包括ケアシステムに寄与するチーム医療の中核」となる医療専門職人材の育成である。学びの場を地域に広げ、地域に在住する人々を「生活者」としてとらえ、医学・医療・看護学・リハビリテーション科学の視点から疾病予防、治療、リハビリテーション（心身機能・生活機能回復）、健康増進などの健康課題に取り組み、地域での生活を支える医療専門職チームの中核人材の養成を目指している。

(5) 科目の配置

地域で生活する人々の健康を支える医療専門職の視点を人々の暮らしから学修するための専門科目を配置し、1年次から継続的に地域との関わりを持って、保健科学部と看護学部の学生が協働して地域の健康課題に取り組むために、保健科学部、看護学部に共通科目を配置している。

(6) 専門職連携教育（I P E）

多様な場における専門職連携チームの一員となる力を育てるため、保健科学部、看護学部において保健・医療・福祉の専門職（医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等）が同じ専門科目を担当し、更に保健科学部と看護学部の合同による IPE（Interprofessional Education）関連科目を1～3年次に配置している。

(7) 教養科目（看護学部：基礎分野）

共通教養センターでは、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、「専門科目」の他に、「人類の営みを俯瞰する能力」を培うために、人文科学、社会科学、自然科学、体育学、外国語に加え、専門科目への導入としての基礎科目による社会人としての教養と責任感、コミュニケーション能力、問題解決能力、能動的学修姿勢を身につける。さらに、社会の諸課題についての基礎的知識を学修し、論理的な思考、判断、的確な表現能力を育て、多様性や個性を尊重する態度を育てている。また、看護学部では生涯学習に取り組む能力開発のために外国語科目を1～4年次に配置している。

(8) 大学院教育

基盤とする学部看護学、理学療法学、作業療法学を統合した学際的視野に基づいて幅広い学識を涵養し、研究能力や高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことにより、高度な専門性や研究能力・教育能力を持ち、組織内、医療チーム内の枠を超えて、組織横断的に活動でき、調整力やマネジメント力を発揮できるような人材、及び専門職医療人を育成できる人材養成するために大学院教育を行っている。

(9) 研究活動

地域保健医療研究センターにおいて、地域で生活する人々の健康を支える医療専門職の視点を人々の暮らしから学修するための学問的基盤を強化するための活動を行っている。同センターは、教員の研究活動の支援組織であり、科学研究費補助金の獲得補助を行っている。令和6年度には3件の科研費の獲得を支援した。

(10) 地域連携活動

長野市や飯山市及び地元の川中島町住民自治協議会等と連携協定を締結し、様々な活動を行っている。飯山市とは、市が有する地域在住高齢者の健康データの解析を、長野市とは、スマートシティミッション、放課後子ども総合プランアドバイザー、ゲートキーパー養成講座、スポーツイベントスタッフ参加、発達障害に関する研修会、市保健事業、インターンシップ参加、市立長野高校との高大連携による推薦入試合格者の学力維持向上のための教育などを行っている。川中島町住民自治協議会とは連携して地域高齢者の体力測定会を開催し、高齢者の健康増進活動を行っている。

また、長野刑務所とも包括的連携協定を締結し、作業療法の手法を用いて、受刑者の身体機能や認知機能の維持・向上を図り、段階的に一般的な刑務作業への移行と、出所後の社会復帰に結びつける「機能向上作業」の実施に向け連携・協力して取り組むこととした。

Ⅱ．沿革と現況

1 本学の沿革

平成 13 (2001) 年 1 月	長野医療技術専門学校 設置認可
平成 13 (2001) 年 4 月	長野医療技術専門学校開校 (理学療法学科・作業療法学科) 第 1 期生入学式挙行
平成 17 (2005) 年 3 月	第 1 期生卒業式挙行
平成 17 (2005) 年 9 月	附属リハビリテーションクリニック開院
平成 17 (2005) 年 12 月	大学院入学資格認定 高度専門士の称号付与認定
平成 23 (2011) 年 4 月	開校十周年記念誌 発刊
平成 26 (2014) 年 10 月	長野保健医療大学 設置認可
平成 27 (2015) 年 4 月	長野保健医療大学開学 初代学長 岩谷力 (保健科学部リハビリテーション学科) 第 1 期生入学式挙行
平成 29 (2017) 年 4 月	長野市立川中島保育園 運営受託
平成 30 (2018) 年 3 月	長野医療技術専門学校 閉校
平成 31 (2019) 年 3 月	第 1 期生学位授与式
平成 31 (2019) 年 4 月	看護学部開設 川中島保育園施設移管 (私立保育所として運営開始)
令和 2 (2020) 年 10 月	大学附属リハビリテーションクリニックを 大学附属整形外科リハビリクリニックに名称変更
令和 3 (2021) 年 4 月	長野保健医療大学大学院 開設
令和 4 (2022) 年 9 月	長野保健医療大学 校歌制定
令和 5 (2023) 年 3 月	川中島保育園閉園
令和 5 (2023) 年 4 月	幼保連携型認定こども園 川中島こども園開園
令和 5 (2023) 年 7 月	2 代学長 田中榮司

長野保健医療大学

2 本学の現況

- ・大学名 長野保健医療大学
- ・所在地 〒381-2227 長野県長野市川中島町今井原 11 番地 1

・学部・大学院構成

【表Ⅱ-1】令和 6（2024）年 5 月 1 日現在 (単位：人)

学部・学科	専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
保健科学部 リハビリテーション学科	理学療法学	40	—	320
	作業療法学	40	—	
看護学部 看護学科	—	80	—	320
学部 計		160	—	640
大学院 保健学研究科	—	8	—	16
大学院 計		8	—	16
大学 総計		168	—	656

・学生数

【表Ⅱ-2】令和 6（2024）年 5 月 1 日現在 (単位：人)

学部・学科	専攻	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	合計
保健科学部 リハビリテーション学科	理学療 法学	48	38	44	44	174
	作業療 法学	38	50	38	48	174
看護学部 看護学科	—	77	77	72	90	316
学部 計		163	165	154	182	664
大学院 保健学研究科	—	2	3	2	—	7
学部・大学院合計		165	168	156	182	671

長野保健医療大学

・専任教員数

【表Ⅱ-3】令和6（2024）年5月1日現在（単位：人）

学部・学科	専任教員数					
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
保健科学部 リハビリテーション学科	6	3	4	6	0	19
看護学部 看護学科	6	2	5	9	3	25
両学部共通	5	1	1	0	0	7
合計	17	6	10	15	3	51

大学院・研究科	専任教員数					
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
大学院保健学研究科	10 (10)	2 (1)	—	—	—	12 (11)
合計	10 (10)	2 (1)	—	—	—	12 (11)

*（ ）内は研究指導教員数

・事務職員数

【表Ⅱ-4】令和6（2024）年5月1日現在（単位：人）

部署	事務局長	総務部	企画部	学務部	図書館
職員数	1	11	2	9	1

※ 事務職員数には、嘱託員・パート職員等を含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的、教育目的については、下記に示す如く、明確かつ簡潔に学生生活の手引き（以下「学生便覧」という。）に記載され、また本学ホームページに開示されている。

- (1) 大学の目的は、「長野保健医療大学学則」（以下「大学学則」という。）第 1 条に、
「長野保健医療大学は、人を慈しむ豊かな人間性と医療に関する高い知識や技能を備える「仁心妙術」の研鑽に励み、本学で得た知識や技能を、すべからく人類愛に基づき世界（四海）に広める気概を持って社会に貢献する「徳風四海に洽（あまねく）」を礎とした教育理念に基づき、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、我が国の社会福祉の充実発展に寄与する。」と規定されており、学生便覧への記載及び本学公式ホームページ（以下「本学 HP」という。）にて公開されている。

学部・学科として保健科学部リハビリテーション学科と看護学部看護学科を設置している。リハビリテーション学科には、理学療法学専攻及び作業療法学専攻の 2 専攻を設置している。学部、学科及び専攻の教育研究上の目的は、大学学則第 5 条で以下に示すとおりに規定されており、学生便覧への記載及び本学 HP にて公開されている。

教育研究上の目的

ア 保健科学部

第 1 条の教育理念に基づき、豊かな人間性と広い見識・教養・技術を有する医療人及び教育研究者を育成する。

イ リハビリテーション学科

リハビリテーション分野において、総合的・学際的な高い能力を養うことを念頭に置いた教育・研究を行うとともに、豊かな人間としての基本を兼ね備えたリハビリテーションの専門家を育成する。

ウ 理学療法学専攻

理学療法専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね備えた理学療法士を育成する。

エ 作業療法学専攻

作業療法専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね備えた作業療法士を育成する。

オ 看護学部

第1条の教育理念に基づき、豊かな人間性と広い見識を持って、地域住民の健康生活をサポートすることのできるケア提供者を育成する。

カ 看護学科

看護専門分野において、幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、多様なニーズに対応できる質の高い探求心を持つ看護師・保健師を育成する。

- (2) 大学院の目的は、「長野保健医療大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第1条に「長野保健医療大学大学院は、長野保健医療大学の教育理念に基づき、保健学における学術の理論及び応用を教授研究し、多職種が協働した支援サービス提供の実践に求められる幅広い知識及び高度な専門技術を有する専門職医療人並びに専門職教育者を育成することにより、人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されており、学生便覧への記載及び本学HPにて公開されている。

大学院には保健学研究科を設置し修士課程を置き、研究科には保健学専攻を置いている。研究科及び専攻の教育研究上の目的は、大学院学則第8条で以下に示すとおり規定されており、学生便覧への記載及び本学HPにて公開されている。

教育研究上の目的

本研究科では、地域の健康に関する課題を、科学的かつ包括的に分析し対応できる高度な専門職医療人及び専門職教育者を養成するとともに、保健医療福祉システムを学際的な視点から地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。

1-1-③ 個性・特色の明示

「使命・目的」の特色

長野保健医療大学の特色

本学は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月）で答申されている「高等教育の多様化と個性・特色の明確化」で提示されている7つの機能のうち「高度専門職業人養成」、「特定の専門的分野の教育・研究」並びに「社会貢献機能」の3つの機能に重きを置く。

ア 仁心（人を慈しむ心）を涵養する教養教育

本学では四徳を心して勉学に励むという教育理念のもと、専門職業人として必要な専門知識と技術とともに、幅広い教養と高い倫理観のもと、高い技能を持ち、保健医療の専門職業人として求められる悩める人の立場を理解して対応できる人材を育成するための専門職として、「仁心妙術」の体得、職場や地域社会の中で多様な職種の人々とともに仕事を行っていく上で必要な他専門領域の理解、実行力や協調性、コミュニケーション能力などの基礎的能力を育成する教育並びに、目的意識を持ち主体的に学修、研究する能力を育成する教育を行っている。

イ 高度な専門知識・技能を習得する専門教育

他職種の専門性を理解し、協働できる能力を育てるために、初年次の基礎セミナーにおいて、義肢装具、社会福祉、心理などの専門家によるそれぞれの専門職の専門性、役割の概説の後に、グループ討議授業を行い、保健、医療の実践における理学療法、作業療法、看護の専門性、役割並びに専門職連携チームについて学ぶ。

さらに、看護学部を設置を契機に、保健科学部・看護学部の学生がIPW（Interprofessional Work）の理念を学び、現場でのIPWを推し進める専門職業人として成長できるよう、1年次から3年次まで共同で継続的・体系的にIPWを学ぶためにIPE（Interprofessional Education）関連科目を設置した。1年次の健康科学概論に始まり、2年次にはIPW論、3年次にはIPW演習（保健科学部）、IPW方法論（看護学部）を配置した。

1年次：健康と病気概念や保健医療福祉に係る社会の仕組みや課題などを学び、医療専門職の活動内容や役割について理解を深めるため、両学部学生が集合して学ぶ。また、コミュニケーションの意義・目的・方法だけでなく、他者との関係の重要性を理解し、人間関係や信頼関係を築き深め、実習施設における体験実習を通じて保健・医療・福祉に共通する対人援助の基盤を実際に学ぶため、看護学部は実習施設での体験授業、保健科学部は病院・施設見学を行う。

2年次：複数の専門職が各々の役割と機能を連携の中で発揮し、対象者中心のサービスを共同で提供するために必要な基本と原則を学ぶ。

3年次：地域における保健・医療・福祉の現場を想定し、両学部の学生が混成グループを編成し、専門職連携について事前学習、課題の設定、チームワークを意識しながらチームの目標に向かっていくプロセスを相互に学び合うとともに

に、病院から地域・在宅へ「つなぐ」を視点に、医師や看護職、ケアマネジャー、理学療法士、作業療法士、介護士及び地域包括支援センターの役割など地域における支援の実際について学ぶ。

ウ 地域貢献を目指す教育

本学事業として生涯学習講座を企画、実施するほか、地域行政機関（飯山市等）と連携して介護予防などの保健活動への協力を行う。

本学が行う生涯学習講座は、医療専門職を対象とし、学内又は学外講師による、医学・医療、理学療法、作業療法、看護、社会福祉など関連分野のトピックス、最新の治療理論や技術などについての研修並びに症例検討、研究発表の機会を提供する。

看護学部では地域や社会の構成員としての自覚、相互に支え合うという意識の醸成を図り、専門職業人としての経験を基盤に生涯にわたる貢献を考える教育を行っている。

1-1-④ 変化への対応

使命・目的は開学時から大きな変更はないが、社会情勢や社会ニーズは常に変化し続けており、それらの状況の変化に迅速に対応できるよう、月例の運営会議にて経営側と教学側が常に連携を保っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は2001年に開設した長野医療技術専門学校から発展的に、2015年4月保健科学部リハビリテーション学科の1学部1学科2専攻大学として出発した。2019年4月には看護学部看護学科を開設し2学部2学科大学となったが、開学以来一貫して建学の精神に基づいて保健医療専門職を育成しているため、大学使命・目的は策定されてから現在まで大きな変更はない。

教育目的においては看護学部開設にあわせて両学部共通科目を中心とした新カリキュラムをスタートさせた。

また、2021年には大学院を開設し、幅広い知識及び高度な専門技術を有する専門職医療人並びに専門職教育者の育成を図ることとしている。

今後は各職種養成所の指定規則改正などの法令改正や、社会情勢の変化を注視し、本学の「中期計画」の見直しが実施される場合など、必要に応じて本学の使命・目的及び教育目的の見直しを実施していく予定である。

なお、2020年に始まった新型コロナウイルス感染症パンデミック対応に苦慮しつつも、対面授業を中心とした体制を維持しつつ、オンラインを取り入れた授業体制も導入し、柔軟に教育機会の確保を図ってきた。特に臨床実習は実習先施設のご協力により、ほぼ臨地での実習を行なうことができた。2023年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、授業体制もさらに平常時に近づけられるようになった。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 3つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学部、大学院の目的は学則及び大学院学則に明記されており、学則を変更する際には、運営会議の議を経て、理事会で議決することとなっている。従って、変更する際には、役員及び教職員の理解と支持を得た上で決定している。

1-2-② 学内外への周知

以下に示すとおり学内外への周知に努めている。

ア 本学の目的は学則に明記し、本学 HP を通じて公開しており、変更等が生じた場合には、速やかに更新し、学内外へ周知を図っている。また、毎年発行する学生便覧に建学の理念・沿革及び学則を掲載している。

イ 入学式などの大学の行事における理事長及び学長の挨拶等において、大学の基本理念について触れ、内外関係者の理解を深めるようにしている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

中期計画として看護学部の設置を計画し、平成 30 年 3 月に文部科学省に学部設置申請を行い、8 月に認可された。本学の特色である専門職連携教育を推進するため IPE 関連科目代表者会議を設置し、両学部共同で授業を展開した。

1-2-④ 3つのポリシーへ反映

本学の使命・目的は、3つの方針であるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーに反映されており、令和 5 年度に 3つのポリシーを明確に関連付ける整備を行い、令和 6 年度より新ポリシーに基づく授業がスタートした。

ア 保健科学部

(アドミッションポリシー)

本学学生は、設立の目的に基づき、「ディプロマポリシー(学位授与の方針)」で定められた知識・能力等を「カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)」で定める教育内容・方法等により卒業までに修得する。

そのため、これらの教育に必要な高等学校修了段階の学力を有する人を求める。本学で学ぶために、以下のことを身につけておくこと。

- ・大学教育を受けるに相応しい基礎学力がある：①②
- ・社会への関心を持つ：①③
- ・将来への目的意識を持つ：②③
- ・仲間と協調した行動が取れる：③
- ・努力する意志がある：②③

丸数字は該当する「学校教育を通して
育成を目指す資質・能力」を示す

- ①「知識及び技能」②「思考力、判断力、表現力等」
- ③「学びに向かう力、人間性等」

保健科学部は、理学療法士・作業療法士を目指す質の高い専門職業人の育成を目的としていることから、志望動機、職業への理解など目的意識を見極める面接試験を含む入学試験を上記の方針に沿って実施する。

(カリキュラムポリシー)

- (ア) 基礎知識や幅広い教養を身につける
教養科目に、人文科学、社会科学、自然科学、体育学の各科目を配置した。
- (イ) 論理的な思考や判断、的確な表現能力を身につける
導入科目の「大学基礎セミナー」、「理学療法基礎セミナー」、「作業療法基礎セミナー」、「アカデミックリテラシー」、「情報リテラシー」、及び外国語科目を配置した。
- (ウ) 医療従事者を志すものとして、高い倫理観を身につける
教養科目の人文科学に「倫理学」を、社会科学に「日本国憲法・法学」を配置し、専門基礎科目の保健医療福祉とリハビリテーションの理念に「生命倫理」を配置し、専門科目に「理学療法倫理・管理学」、「作業療法管理学」を配置した。
- (エ) 多様性や個性を尊重する態度を身につける
教養科目の人文科学に「文化人類学」、「異文化理解」を配置し、専門基礎科目の保健医療福祉とリハビリテーションの理念に係る科目を配置した。
- (オ) 人間・健康・社会の関係を広い視野から体系的に身につける
専門基礎科目の基礎医学と臨床医学に関係する科目を配置し、専門科目の I P E 関連科目に「健康科学概論」を配置した。
- (カ) 専門知識と技術に基づく理学療法・作業療法の実践能力を身につける
専門科目及び臨床実習科目を配置した。
- (キ) 地域の課題に積極的に関わり地域に貢献する職業人としての意識を身につける
教養科目の人文科学に「信州学」を配置し、専門科目の地域理学療法学に「地域理学療法学Ⅰ・Ⅱ」を、地域作業療法学に「地域作業療法学Ⅰ・Ⅱ」を配置し、臨床実習に「地域理学療法実習」、「地域作業療法実習」を配置した。
- (ク) 他職種の学理を理解し、保健医療福祉チームの一員となる力を身につける
専門基礎科目の臨床医学に「栄養管理学」、「救急救命医学」を、保健医療福祉とリハビリテーションの理念に「公衆衛生学」、「言語聴覚療法概論」、「看護学概論」、「介護学概論」を配置し、専門分野の I P E 関連科目を配置した。さらに、他職種の学理を理解し、保健医療福祉チームの一員になる力を育てるため、看護学部との合同による I P E に関連する科目を 1～3 年次に配置し、4 年次の「地域

理学療法実習」、「地域作業療法実習」により現場における連携について学修する。

- (ケ) 理学療法学・作業療法学の研究能力を身につける
専門科目の基礎理学療法学に「理学療法研究法Ⅰ・Ⅱ」、「理学療法研究法演習（卒業研究）」基礎作業療法学に「作業療法研究法Ⅰ・Ⅱ」、「作業療法研究法演習（卒業研究）」を配置した。
- (コ) 自律的な学習能力を身につける
全ての科目に共通する。また、外国語科目に関しては、1～3年次にわたり「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「医学英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を配置した。

(ディプロマポリシー)

- (ア) 基礎となる知識を用いて論理的に分析・判断し、的確に表現する能力を有する
- (イ) 生命への畏敬の念、人間尊重の態度を有する
- (ウ) 人間・健康・社会の関係を幅広い視野から体系的に理解し、地域を知り、専門知識・技術を基盤とした実践能力を有する
- (エ) 保健医療福祉に関わるチームの一員として、多職種と連携・協力できる能力を有する
- (オ) 生涯にわたり専門性を高め、継続的に理学療法学・作業療法学を探究する力を有する

イ 看護学部

(アドミッションポリシー)

本学学生は、設立の目的に基づき、「ディプロマポリシー(学位授与の方針)」で定めた知識・能力等を「カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)」で定める教育内容・方法等により卒業までに修得する。

そのため、これらの教育に必要な高等学校修了段階の学力を有する人を求める。本学で学ぶために、以下のことを身につけておくこと。

- ・大学教育を受けるに相応しい基礎学力がある：①②
- ・社会への関心を持つ：①③
- ・将来への目的意識を持つ：②③
- ・仲間と協調した行動が取れる：③
- ・努力する意志がある：②③

丸数字は該当する「学校教育を通して育成を目指す資質・能力」を示す ①「知識及び技能」②「思考力、判断力、表現力等」 ③「学びに向かう力、人間性等」

看護学部は、看護師・保健師を目指す質の高い専門職業人の育成を目的としていることから、志望動機、職業への理解など目的意識を見極める面接試験を含む入学試験を上記の方針に沿って実施する。

(カリキュラムポリシー)

- (ア) 基礎となる知識や幅広い教養を身につける
教養科目に、人文科学、社会科学、自然科学、体育学の各科目を配置し、専門基礎科目に「健康科学概論」、「保健医療福祉行政論」を配置した。

- (イ) 論理的な思考や判断、的確な表現能力を身につける
導入科目に「大学基礎セミナーⅠ」、人文科学に「大学基礎セミナーⅡ（国語）」、自然科学に「大学基礎セミナーⅢ（情報）」を配置し、外国語科目を配置した。
- (ロ) 医療従事者を志すものとして、高い倫理観を身につける
教養科目の人文科学に「倫理学」、「心理学」、「哲学」を、社会科学に「日本国憲法・法学」を配置し、専門基礎科目に「生命倫理」、「臨床心理学」を配置した。
- (エ) 多様性や個性を尊重する態度を身につける
導入科目に「大学基礎セミナーⅠ」を、教養科目の人文科学に「文化人類学」を配置し、専門科目の臨地実習に「早期体験実習」を配置した。
- (オ) 人間・健康・社会の関係を広い視野から体系的に身につける
教養科目の人文科学に「人間関係論」、社会科学に「教育学」、自然科学に「加齢の科学」を配置し、専門基礎科目の環境と健康に「健康科学概論」、「保健医療福祉行政論」を配置した。
- (カ) 専門知識と技術に基づく看護実践能力を身につける
モデル・コア・カリキュラムを参照し、専門基礎科目、専門科目、臨地実習を構成した。
- (キ) 地域の課題に積極的に関わり地域に貢献する職業人としての意識を身につける
教養科目の人文科学に「信州学」、自然科学に「ヒトと自然の共生」を配置し、専門科目の臨床実習に「領域別実習」、「統合実習Ⅱ」を配置した。
- (ク) 多様な場における多職種連携チームの一員となる力を身につける
専門科目に「IPW論」、「IPW方法論」（IPE関連科目）、「統合実習Ⅰ（管理実習）」、「統合実習Ⅱ（地域包括ケア）」、「災害看護学」、「国際看護学」を配置しています。さらに、多様な場における多職種連携チームの一員になる力を育てるため、保健科学部との合同によるIPEに関連する科目を1～3年次に配置し、4年次の「統合実習Ⅰ（管理実習）・Ⅱ（地域包括ケア）」により現場における連携について学修する。
- (ケ) 看護研究能力を身につける
専門科目に、「看護研究法」、「看護課題探求Ⅰ」、「看護課題探求Ⅱ」、「看護の専門と発展」を配置した。
- (コ) 自律的な学習能力を身につける
全ての科目に共通する。また、外国語科目に関しては、1～4年次にわたり「英語Ⅰ（読む・書く）」、「英語Ⅱ（聞く・話す）」、「英語Ⅲ」、「医学英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を配置した。

(ディプロマポリシー)

- (ア) 善き社会人として必要な教養知識を備える
- (イ) 生命への畏敬の念、人間尊重の態度を有する

- (ウ) 人間・健康・社会の関係を幅広い視野から体系的に理解し、地域を知り、専門知識・技術を基盤とした看護実践能力を有する
- (エ) 保健医療福祉に関わるチームの一員として、多職種と連携・協力できる能力を有する
- (オ) 生涯にわたり専門性を高め、継続的に看護学を探究する力を有する

ウ 大学院

(アドミッションポリシー)

本大学院は建学の精神である「徳風四海に洽（あまね）く」と「仁心妙術」を重んじ、保健学における学術の理論及び応用を教授研究し、多職種が協働した支援サービス提供の実践に求められる幅広い知識及び高度な専門技術を有する専門職医療人並びに専門職教育者を育成することを使命としており、以下のような要件を備えた意欲的な学生を求める。

- (ア) 保健医療福祉分野において学士程度以上の基礎的な学力と技術を有する人
- (イ) 保健医療福祉分野における管理者、高度専門職業人又は教育者を目指す人
- (ウ) 地域の保健医療福祉に関心を持ち、研究を通じてその向上に寄与したいと志す人

(カリキュラムポリシー)

本研究科におけるカリキュラム・ポリシーは、教育課程を高度な専門職医療人の基盤となる科目を配置する「共通科目」、看護・リハビリテーション領域として医学、看護学、理学療法学、作業療法学を統合した学際的な保健学の知識を学修し、専門分化した内容をさらに探求するための「専門科目」、共通科目と専門科目で培った能力により科学的かつ包括的に分析し修士論文の作成として集大成を図る「特別研究科目」の科目区分とする。

「共通科目」では、高い倫理観を身につける科目として「医療倫理学」、多職種と連携する力を身につける科目として「多職種連携論」、広範な知識を身につける科目として「医療英語研究」、「医療コミュニケーション論」、「保健医療マネジメント論」、研究遂行に必要な能力を身につける科目として「応用統計学」、「保健医療研究法」、教育に必要な能力を身につける科目として「保健医療教育論」、「保健医療教育実践論」を配置した。

「専門科目」では、保健学に関する幅広く深い知識を身につける科目として「保健学総論」、「ケア提供システム特論」、「人間発達ケア特論」、「健康コミュニティ特論」、議論を展開し考えを共有し説明できる能力を身につける科目として「ケア提供システム演習Ⅰ・Ⅱ」、「人間発達ケア演習（理学療法学）Ⅰ・Ⅱ」、「人間発達ケア演習（作業療法学）Ⅰ・Ⅱ」、「人間発達ケア（看護学）Ⅰ・Ⅱ」、健康コミュニティ演習Ⅰ・Ⅱ」を配置した。

「特別研究科目」では、仮設の設定や検証を行い批判的・創造的な分析や総合化を行い、研究を遂行する能力を身につける科目として「保健学特別研究」を配置した。

学修評価については、期末試験、レポート、課題のプレゼンテーションやディスカッションの内容等を個別に評価し、個別の評価結果を重みづけして総合評価し、重みづけの程度は、シラバスに明記する。

(ディプロマポリシー)

- (ア) 高度専門職業人に必要な広範な知識及び後進を育成する能力を有する
- (イ) 組織内の他の専門職との議論を通じて考えを共有できる能力を有する
- (ウ) 課題を的確に把握し、科学的根拠に基づいた研究を遂行する能力を有する

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、保健科学部、看護学部、大学院、共通教養センター、地域保健医療研究センター及び図書館からなる。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢の変化や大学を巡る状況に迅速かつ適切に対応し、社会のニーズに応えるために今後も大学の使命・目的を的確に遂行していく。

教育研究組織については、看護学部看護学科及び大学院開設に合わせて組織体制の整備を進め、一旦の完成を見ることができた。今後は本学の理念・目的のひとつである地域貢献についても地域保健医療研究センターを中心としてより一層の活動を計画的に実施することで、本学の存立意義を高めるとともに、学外への情報提供をこれまで以上に行い、周知することとする。

〔基準1の自己評価〕

本学の目的と使命は教育基本法及び学校基本法の精神に則り、「四徳」の精神と「仁心妙術」という本学の個性、特色を明示し、大学学則及び大学院学則第1条に具体的に明確に規定している。また、教育研究上の目的は大学学則第5条及び大学院学則第8条でそれぞれ明確に簡潔に記載している。

これらの使命・目的を反映させるため、理事会、評議員会、運営会議、部門長会議、教授会、専攻会議を通じて役員、教職員と理解を共有し、本学HPを通じて学内外へ周知を図っている。また、3つのポリシーにも使命・目的は反映させており、これらを達成させるための教育研究組織の構築を行い、整備を進めているところである。

以上から基準1を満たしていると評価した。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSIONポリシーの策定と周知

本学は、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、我が国の医療並びに社会福祉に貢献することを目的とし、「四徳」の精神を礎とした崇高な理念のもとに「仁心妙術」を育む教育理念のもとに、アドミSSION・ポリシーを明示している。

本学のアドミSSION・ポリシーは、保健科学部、看護学部、大学院とも本学 HP、大学案内及び学生募集要項に掲載しており、本学への入学を希望する受験生や保護者、社会人、高等学校進路指導担当教諭等多数の人々に公開している。

また、学内で実施されるオープンキャンパスや大学見学会、学外における進学相談会や模擬講義等においても説明し、周知に努めている。

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部では、アドミSSION・ポリシーに基づき、総合型選抜 A0 方式、学校推薦型選抜指定校制および公募制、総合型選抜自己推薦方式、一般選抜独自方式、一般選抜共通テスト利用方式、社会人選抜による選抜試験を実施している。大学院では、一般入学試験、社会人入学試験を実施している。

このように多様な入試方法を実施することにより、志願者の受験選択の機会を増やし、アドミSSION・ポリシーに沿った資質を持つ学生を多数確保するよう努めている。

入学試験実施及び検証については、以下の通りである。

ア 各入学試験の実施内容

学科試験は各入学試験の特色に応じて、国語、英語、数学・理科など教科試験又は小論文試験を実施し、基礎学力、論理的思考力を評価する。

面接試験においては志願者の本学入学への能力、意欲、関心、目的意識、適正等を多面的、総合的に評価している。

学科試験、面接試験及び提出書類を総合的に評価することにより、本学のアドミSSION・ポリシーに適う入学者を選抜することができている。

イ 各入学試験の合否判定

学部では、各入学試験区分における合否判定について、学務部において合否判定資料(学科試験及び面接試験による得点一覧表)を作成し、入試委員会による入試判定会議において合否判定を行い、次に教授会に報告している。

大学院では、学務部において合否判定資料(学科試験及び面接試験による得点一覧表)を作成し、研究科委員会において合否判定を行っている。

合否発表については、入学試験区分ごとに合否結果を本人宛に郵送する他、本学 HP で合格者の受験番号が確認できる体制を整えている。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 7（2025）年度の各入学試験区分における入学試験状況は、下記の表の通りである。【表 2-1】

保健科学部リハビリテーション学科は、開学以来、受験者数及び適正な入学者数を確保しているが、作業療法学専攻は専門職の特色等が受験生に十分浸透するに至らず、受験者数及び入学者数が確保できていない状況が続いていた。このことを改善するために、大学独自に作業療法を取り上げたパンフレットを作成し、作業療法の浸透を受験生に図った結果、近年は受験者数、入学者数も増加しその成果が現れていたが、令和 6 年度に続き令和 7 年度入学試験においても若干数ではあるが、定員を下回る結果となった。

看護学部においては学部開設以来、3 期生までは受験者数及び定員を上回る入学者数を確保してきたが、3 期生で定員を大幅に上回る入学者数となった反動が令和 4 年度に起き、開設以来初めての定員を下回る入学者となった。さらに令和 5 年度に続き 6 年度も定員を下回る事となった。しかし令和 7 年度においては、A0 入試から多くの志願があり、4 年ぶりに定員を上回る入学生を確保することができた。これは「高等教育修学支援制度」により家計負担がさらに軽減されてきたこと、本学の特徴である「IPW が学べる」という優位性が浸透してきたことが考えられる。

大学院では、開設以来定員を満たすことができない状況が続いている。社会人入学者を増やすために現職者（看護師、理学療法士、作業療法士）への大学院進学の特典を専門学校、学部卒業生に浸透させることのほか、学部生にも同様に告知し入学希望者を増やす方策を実施する。

長野保健医療大学

【表 2-1】長野保健医療大学 令和 7 (2025)年度 入学試験結果

保健科学部リハビリテーション学科

理学療法学専攻：入学定員 40 名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数(a)	合格者(b)	うち第2・3志望合格	追加合格者	倍率(a)/(b)	入学者	(うち女子)
学校推薦型選抜 指定校制		11月 16日	6	6	6	0	0	1.0	6	3
学校推薦型選抜 公募制	計 20	11月 16日	25	25	14	0	0	1.8	14	7
総合型選抜自己 推薦方式		12月 14日	24	24	14	0	0	1.7	11	3
一般選抜Ⅰ期	12	2月1 日	24	23	13	0	0	1.8	10	6
一般選抜Ⅱ期	4	2月22 日	4	4	2	0	0	2.0	2	1
一般選抜Ⅲ期	若干名	3月13 日	募集無 し					---	0	0
一般選抜共通テ スト利用Ⅰ期	4	1月18 日	37	37	20	0	0	1.9	6	4
一般選抜共通テ スト利用Ⅱ期	若干名	1月19 日	0	0	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅰ期	若干名	11月 16日	1	1	1	0	0	---	1	1
社会人選抜Ⅱ期	若干名	12月 14日	0	0	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅲ期	若干名	2月1 日	0	0	0	0	0	---	0	0
合計	40		121	120	70	0	0	1.8	50	25

長野保健医療大学

作業療法学専攻：入学定員 40 名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数(a)	合格者(b)	うち第2・3志望合格	追加合格者	倍率(a)/(b)	入学者	(うち女子)
学校推薦型選抜 指定校制		11月16日	10	10	10	0	0	1.0	10	10
学校推薦型選抜 公募制	計 20	11月16日	18	18	11	0	0	1.6	11	8
総合型選抜自己 推薦方式		12月14日	11	11	7	0	0	1.6	6	3
一般選抜Ⅰ期	12	2月1日	22	21	11	2	0	1.9	6	5
一般選抜Ⅱ期	4	2月22日	2	2	0	0	0	---	0	0
一般選抜Ⅲ期	若干名	3月13日	1	1	1	0	0	---	1	0
一般選抜共通テスト利用Ⅰ期	4	1月18日	36	36	18	2	0	2.0	2	0
一般選抜共通テスト利用Ⅱ期	若干名	1月19日	1	1	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅰ期	若干名	11月16日	0	0	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅱ期	若干名	12月14日	1	1	1	0	0	---	1	0
社会人選抜Ⅲ期	若干名	2月1日	0	0	0	0	0	---	0	0
合計	40		102	101	59	4	0	1.9	37	26
リハビリテーション学科合計			223	221	129	4	0	1.8	87	51

長野保健医療大学

看護学部看護学科：入学定員 80 名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数(a)	合格者(b)	うち第2・3志望合格	追加合格者	倍率(a)/(b)	入学者	(うち女子)
総合型選抜 A0 方式	8	9 月 26 日	23	23	22	0	0	1.0	22	15
学校推薦型選抜 指定校制		11 月 16 日	21	21	21	0	0	1.0	21	21
学校推薦型選抜 公募制	計 32	11 月 16 日	13	13	10	0	0	1.3	10	8
総合型選抜自己 推薦方式		12 月 14 日	9	9	8	0	0	1.1	6	4
一般選抜Ⅰ期	24	2 月 1 日	37	37	33	0	0	1.1	18	14
一般選抜Ⅱ期	8	2 月 22 日	1	1	1	0	0	1.0	1	1
一般選抜Ⅲ期	若干名	3 月 13 日	1	1	1	0	0	1.0	1	0
一般選抜共通テ スト利用Ⅰ期	8	1 月 18 日	62	62	56	0	0	1.1	7	5
一般選抜共通テ スト利用Ⅱ期	若干名	1 月 19 日	0	0	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅰ期	若干名	11 月 16 日	0	0	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅱ期	若干名	12 月 14 日	0	0	0	0	0	---	0	0
社会人選抜Ⅲ期	若干名	2 月 1 日	0	0	0	0	0	---	0	0
合計	80		167	167	152	0	0	1.1	86	68
保健科学部・看護学部総合計			390	388	281	4	0	1.4	173	119

※出願者・受験者には第2・3志望者も含む

大学院保健学研究科：入学定員 8 名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数(a)	合格者(b)	うち第2・3志望合格	追加合格者	倍率(a)/(b)	入学者	(うち女子)
一般入試Ⅰ期	若干名	11月11日	0	0	0	0	0		0	0
社会人Ⅰ期	若干名	11月11日	0	0	0	0	0		0	0
一般入試Ⅱ期	若干名	1月20日	1	1	1	0	0	1.0	1	0
社会人Ⅱ期	若干名	1月20日	1	1	1	0	0	1.0	1	0
大学院合計			2	2	2	0	0	1.0	2	0

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

広報活動においては、これまで以上にオープンキャンパスの内容の充実、特に在学生の参加を積極的に進めることにより、高校生にとって身近な存在から本学の魅力を伝えること、学内見学会の積極的な受入、進学相談会への積極的な参加、高校訪問校数の増加、模擬講義の実施等、さまざまな機会を通して大学全体の魅力を提示するよう努め、入学定員確保に向けた取組みを行う。

看護学部についても、今後、全国的な18歳人口の減少や看護系大学の増加に伴い、ますます厳しい状況が予想されるため、現在の受験者数及び入学者数が維持向上できるように、小中学生など早期からの医療職への啓蒙活動を含めた、より一層の広報活動及び社会貢献活動を推進していく。

また、本学カリキュラムの特色である、保健科学部と看護学部とが合同で取り組むIPEの特徴を受験生に分かりやすく丁寧に説明し、両学部の入学希望者増加を推進していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

ア 保健科学部

(ア) 基礎セミナーにおける導入教育

1年次の各専攻「基礎セミナー」を導入教育科目と位置付けている。少人数単位のグループワークを主体として、基礎的なスタディースキルを身につけ、対人関係における協調性を養い、知的探究心を持って各専攻に関係する課題の解決を図る経験を通して、学修活動への円滑な導入と動機付けを図った。

(イ) クラス担任制

1年次から4年次まで、原則として同一の専任教員が4年間クラス担任として、定期的なホームルームの開催と個人面談などにより、個々の学生の学校生活全般及び学業面における学生の状況を把握し、必要に応じた種々のサポート及び指導を行う。学生の状況把握に基づく情報を関係する教職員間で共有し、対応に齟齬が生じないように配慮した。

(ウ) オフィスアワー

各教員のオフィスアワーは、教員研究室前に掲示して学生に周知しているが、多くの教員はオフィスアワー以外の時間にも、可能な限り学生に対応している。このため、学生が研究室を訪れる頻度が高く、学修に関すること以外にも、様々な相談に応じた。

(エ) カウンセリング

学生生活における種々の相談に応じるため、公認心理師によるカウンセリングを行っている。公認心理師は外部の者に委嘱し、中立的な立場として相談を受けている。

(オ) 図書館の利用、文献検索の方法のガイダンスの実施

図書館の利用方法については、1年次の各専攻「基礎セミナー」において長野保健医療大学図書館利用案内を配布するとともに、図書館職員によるガイダンスを行っている。また、文献検索の方法についても同様に「基礎セミナー」内で説明し、支援を行っている。

(カ) 国家試験に関連する学修支援

国家試験への対応はクラス担任が中心となり、数回の模擬試験の結果を分析しながらセミナー室を開放してのグループ学修、習熟度に応じた個別指導等を行っている。

職員はグループ学修のためのセミナー室確保、模擬試験受験に関する手続き、受験願書の一括申請手続き等の支援を行った。

(キ) 学外実習に関連する学修支援

実習開始前に、「臨床実習の手引き（マニュアル）」を用いて、実習の目的と意義、習得内容、提出課題、注意事項等を徹底して把握させる。また、実習施設の指導者と「臨床実習指導者会議」を開催し、指導者に各実習のねらいを理解してもらっている。過去、指導者を招いての臨床実習指導者会議を開催し、指導者と学生が面談を実施する機会を設けていたが、新型コロナウイルス流行以降はWeb会議システムを活用した会議を開催した。臨床実習中の宿舍との契約手続きなどは職員が支援を行った。

イ 看護学部

学生への学修支援は、教務委員会及び学生委員会が中心となり、主として教育課程内外の教育を担う教員と学修に必要な手続き等を担う職員が協働して行っている。看護学部は、「地域で学び、地域を学ぶ」を学びの特長としており、人々の健康生活をサポートするチームの中心となって働く「ゆるやかで、おおらかな看護師・保健師」を育てることを目指している。これらを実現するために、看護学部では次のような学修支援を行った。

(ア) 学生オリエンテーションの実施

令和5年度の前・後期開始時の学生オリエンテーションは対面で実施した。

新入生に対しては、大学案内や学生便覧、シラバスを用いて、看護学部の学びの特長やカリキュラム、履修方法の説明を行い、入学した学生が戸惑うことなく履修を始められるよう支援に努めた。また、在学生に対しては、学修に関する理解が深まるように、学生便覧、シラバス、学部独自の資料を活用して、4年間のカリキュラムと保健師教育の選択課程、専門職連携教育などの説明を行った。

(イ) 初年次教育におけるスタディ・スキルの涵養

初年次の導入科目「大学基礎セミナー」においては、学修に必要な基礎的知識を教授し、それらを実際に活用していけるように演習やグループワークを多く取り入れている。この初年次導入科目は、学生が演習やグループワークに取り組むことによって、学修活動と学生間の関係構築の導入となることを目指した。

(ウ) オフィスアワーの設定

全教員が週120分のオフィスアワーを設けて、学生に対応した。

各教員のオフィスアワーは学生用情報システム「Active Academy」を通じて学生に周知するとともに、学生オリエンテーションで一覧表を配付した。その際、学修をめぐる質問や相談がある学生は、所属する学部に限らず希望する教員のもとを訪れることができる旨を、全学年の学生に伝えた。実際には、学部の全教員

がオフィスアワーに限定することなく、研究室在室時には訪れた学生に積極的に対応している。

(エ) アドバイザー制度の導入

少人数の学生グループに対して一人の教員がアドバイザーとなり、よりきめ細かい学修支援を行っている。アドバイザーの教員は「看護学部アドバイザー制度の手引き」に従って、履修登録の相談や学修方法などに関する助言や指導、履修状況・出席状況の確認などを行った。

学生が履修に関する質問のために事務局を訪れた際は、事務局の業務として回答可能な場合は事務局職員が対応し、それ以外の場合は学生の了解を得て、アドバイザー教員もしくは学生部長に連絡するなど連携して対応した。各学期末には、成績不振の学生と面談して学修支援を行った。また、科目責任者や事務局と情報共有しながら、欠席が続いている学生との面談を行い学修継続につなげた。

アドバイザー制度の運用については、年3回の定例会議（7・1・2月）を開催して、運用の見直しや学生情報の共有を図るなどして、学生の学修支援に資する制度となるように努めた。なお、学生情報の共有を図る際には、個人のプライバシー保護に十分配慮している。

(オ) 学生相談窓口の活用

本学には学生相談窓口が設置されており、大学生活を送るうえで生じた困ったことや悩みごとの相談、学業、健康、進路、人付き合いのこと、各種のハラスメントなど、学生のさまざまな相談に応じている。また、アドバイザーの教員が学生と面談する過程で、学生がカウンセリングを受けることを希望した場合は、学生部長を通じてカウンセラー（外部委託、公認心理師）にカウンセリングを依頼している。

(カ) 図書館の利用・文献検索の方法のガイダンス実施

学修には必須となる図書館の利用方法・文献検索方法については、入学直後の新入生オリエンテーションで説明するだけでなく、導入科目「大学基礎セミナー」で司書が説明を行っている。そして、司書の説明のあと、学生が実際に文献検索や文献レビューを経験し、学修活動に活かしていけるように努めた。

(キ) 学修支援・学修環境に対する意見の把握

アドバイザー制度やオフィスアワーを設けていることにより、学生はいつでも教員に学修に関する質問や相談をすることができる。また、随時学生の意見・要望をくみ上げることができるよう相談受付箱と意見箱を設置している。学生からの意見・要望の回収、対応、回答方法などについては、「看護学部アドバイザー制度の手引き」に記載するとともに、学生オリエンテーションで学生への説明を行った。

意見箱に投函された意見・要望は関連部署に伝え、学生への回答、改善に向けた取り組みを依頼した。

(ク) 国家試験に関連する学修支援

国家試験への対応は学生委員会が中心となり、数回の模擬試験の結果を分析しながらグループ学修、習熟度に応じた個別指導等を行っている。

職員はグループ学修のためのセミナー室確保、模擬試験受験に関する手続き、受験願書の一括申請手続き等を行った。

ウ 大学院

大学院における学修支援は、適切な研究分野の選定と学生の研究遂行を指導する研究指導教員の配置を行っている。具体的には、入学試験受験前に指導を希望する教員との個別相談を経て、受験時に学生の研究分野の選択を行うことを原則としている。個別相談では、以下に掲示しているとおり、学生が学びたい研究内容と指導を受けた教員の専門分野との最適性や、その指導教員の研究指導方針及び方法などを学生に説明し確認を行い、入学後のミスマッチを防いでいる。

〈個別相談内容〉

- ・ 大学院で学びたい研究内容やテーマとその研究指導教員の専門分野の最適性
- ・ 研究指導教員の研究指導方針及び方法
- ・ 研究指導教員の授業時間帯や必要となる出席時間数の目安
- ・ 履修の全体的なイメージ
- ・ 在職者であれば、勤務と受講の両立の可否、経済的事情、家族の理解
- ・ 将来の教職希望の有無
- ・ その他本大学院に関わる事項

この個別面談時に聴取した学生の研究の方向性と受験の際の面接試験内容を充分考慮し、各教員の研究分野との最適性も鑑みて、常に適切な研究指導教員をそれぞれ配置するように取り組んでいる。研究指導教員は、研究課題の選定及び研究計画書の作成から修士論文作成までの全ての課程に対して指導責任を持ち、履修指導及び研究指導をする。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

ア 保健科学部

本学部ではTA制度の導入には至っていないが、専門科目における演習や実技を要する科目では、科目担当者以外の専任教員を配置し、少人数によるグループ単位での授業展開を行っており、個々の学生に対して目の行き届いた細かな指導を行っている。

また、障害を有する学生への配慮として、校舎の入口扉全てが車いすに対応、全ての階段に手すりを設置、また、エレベーターの設置、車いす対応のトイレの設置など施設環境における身体障害者等に対する安全性と利便性への配慮や学生のメンタルヘルスに対しても担任による個別面談などを通して、必要に応じて各教員との連携をとりながら本人の意向に配慮した学修支援を心がけている。

イ 看護学部

専門分野における演習やグループワークでは、学生に対するきめ細かな指導が必要となる。令和4年度に看護学部は完成年度を迎えたが、TA制度の導入には至っていない。しかし、臨床での看護実践と教育経験を有する非常勤助手が、常勤の教員とともに演習補助を行っている。また、学生に対する臨地実習指導を充実させるために「看護学部臨床教員の任用に関する細則」を定め、臨床教員を任用した。

看護学部開設以降、障害を有するために学修支援が必要な学生は在学していないが、今後そうした事例が生じた場合は、アドバイザーや教務委員長、専門科目の科目責任者が、障害を有するために支援を必要とする学生と面談して、本人の状況を把握するとともに、障害を補う手段・器具の導入を検討して行く予定である。

心身の不調により欠席が続き、必要な単位が取得できなかった学生に対しては、学部長ならびに学生委員長が面談を行い、本人の意向を確認して就学の継続等について話し合った。また、休学者、中途退学者に対しては、アドバイザーの教員と学生委員長が状況の把握を行い学修の相談に応じるとともに、学部長が個別面談を行った。

ウ 大学院

大学院は開設から間もないため、TA制度導入には至っていない。

学修支援については、研究指導教員と学生が2年間の授業科目と履修計画を随時相談しながら決めている。対面授業を基本とし外部講師によるZoomを活用したオンライン講義も行った。

また、大学院での学修を希望する社会人学生の学修機会拡充の観点から、在職しながら学位が取得できるように、修業年限を超えて履修できる長期履修制度を採用している。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

ア 保健科学部

学生の実態に見合った学修支援の体制整備に努めている。保健科学部は両専攻ともに臨床実習が必須のため学生が学内に不在のことも多く、学生から担任に直接連絡できる体制をとっている。また担任に連絡がつかない場合は他の教員が対応する体制になっている。

学生からの相談は、学修に関する事情と併せて対人関係や精神的な側面にも関わっていることが多い。担任が学生相談室とも連携をとりながら、学修支援を進める体制を強化する。

退学・休学・留年に係わる課題については、これらの学生の背景には成績不振のほか、進路の迷い、精神的問題や経済的問題が内在していることも多いことを踏まえながら、担任を中心に実態にあった対策を講じる。今後は退学・休学・留年のより詳細な原因分析を行うとともに、成績不振者に対しては早期に専攻教員で情報を共有し、教員全体体制で学修支援する。

イ 看護学部

学修支援体制の整備と学修支援の充実に向けて、以下のことに取り組む。

- (ア) 学部完成年度が過ぎ、学内外から一定の評価を受けている学修支援体制のさらなる整備。
- (イ) 学修支援内容の充実。
- (ウ) 学修支援に資するさまざまな窓口の利用方法の周知。
- (エ) 学修支援に関する教員・職員の連携強化と共通理解。

ウ 大学院

大学院では、研究指導教員が中心となり、研究課題の決定、計画の立案及び指導、研究の遂行、修士論文の作成を支援する体制を構築しているが、今後更に、改善・向上方策の検討を行うこととしている。

なお、TA 制度については、今後の大学院生の在籍状況や意向を踏まえながら、制度を検討する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

ア 保健科学部

本学保健科学部は、理学療法士、作業療法士を養成する専攻で構成されている。学生は、卒業時にこれらの国家試験の受験資格を取得することができる。

本学では、1 年次より、実際の臨床場面を見学したり、そこで働く理学療法士及び作業療法士から臨床での話を聞くなどの見学実習や基礎セミナーに始まり、4 年間を通してリハビリテーション専門職になるための目標指向的な学修を行っている。4 年次には国家試験模試などの国家試験対策を行っている。

また、3 年次より、進路・就職支援を下記の通り行っている。

<進路支援>

就職支援

(ア) 進路希望調査

3 年次の 2 月と 4 年次の 6 月に行っている。調査に質問事項を記載した学生には、個別対応している。

(イ) 進路ガイダンスと小論文・面接指導

就職活動の心構え、受験先・求職先への手続き、求人票の見方、アポイントメント（訪問や面接の予約）のとり方、履歴書の書き方、履歴書記入・面接・小論文などの指導を 3 年次の 3 月に行っている。その後も、教員が個別対応し指導している。

(ウ) 求人票

県内外の施設等から求人票を取り寄せ、就職相談室で公開している。求人情報は学生用情報システム「Active Academy」にも掲示し、Personal Page を通じて学生に情報を伝えている。

(エ) 求職・受験

提出された求職申込書に基づき個別相談の上、意思確認し受験先を決定している。受験先が決定したら願書の請求と作成など必要書類の準備を支援している。受験は原則として1ヶ所ずつ（国立・県立病院機構は別）とし、内定に至らなかった場合、次の受験先を検討している。

(オ) 受験後の支援

就職内定先への書類提出や対応（内定先への挨拶、内定辞退、内定取り消し等）についての支援、国家試験不合格の場合、就職先が決まらない場合などの支援を行っている。

イ 看護学部

看護学部では、学生が専門職業人である前に成熟した社会人となれるよう、教育課程内外において教員と職員が連携して、学生のキャリア形成を支援している。

(ア) 看護学部におけるキャリア教育の目的と取組みの明確化

令和5年度の新任教職員を対象に、看護学部キャリア支援についてオリエンテーションを行い、看護学部におけるキャリア支援計画並びに各学年のキャリア支援目標について、教職員間の共通理解を図った。

令和6年度は、大学基礎セミナーの中で金融リテラシー講座など（1年次、6月）、キャリア支援講座「インターンシップ・病院説明会について」（2年次、7月）、コミュニケーション能力up講座（2年次、7月）、「未来の自分に夢を描こう」（1・2年次7月）、キャリア支援講座「就活予測と県内看護職採用状況／国試問題の学習方法」（3年次、6月）、キャリア支援講座「就職内定までの流れ／履歴書作成のポイント、面接試験の心得」（3年次、12月）、キャリア支援講演会「卒業生からのアドバイス：国家試験の準備、就職活動」（3年次、3月）、キャリア支援講演会「先輩看護師からの体験レクチャー：国試準備、新人看護師の看護実践」（4年次、7月）長野県看護協会から「就職後の看護師支援」（4年次、1月）を実施した。

学生からの就職・進学に関する相談については、アドバイザーの教員を中心に対応している。

(イ) キャリア支援室の開設・運用

令和3年度3月末にキャリア支援室を開設し、令和4年度から本格的に運用を始めた。キャリア支援室には病院・施設紹介、職員採用・病院奨学金制度の情報、進学に関する情報等を配架し、それらを学生が自由に閲覧できるようにしている。

また、県内外の病院・施設から来訪される看護部・人事部の担当者に、学生委員会と学務部が対応した。病院・施設から届く病院説明会や職員採用に関する案内は、いつでもキャリア支援室で閲覧できるようにするとともに、学生用情報システム「Active Academy」のWebフォルダに情報を掲載して学生に周知した。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

ア 保健科学部

卒後のキャリア支援として、研修委員会が同窓会と連携しリカレント教育に取り組んでいる。年に4回の研修会を行っており、実績を積み上げつつある。しかしいずれも長野市における研修会であるため、支援機会を生かせていない反省もある。そこで広く長野県全域に勤務する同窓会員にとってもより研修の機会を身近なものとするよう、同窓会の支部組織の強化と、支部におけるリカレント教育に取り組んで行く。

イ 看護学部

学生のキャリア形成を支援するために、次年度以降も教職員が連携しながら次のことに取り組む。学生の卒業後をも視野に入れたキャリア支援目標と、1年次から4年次までの実施計画を整備する。特に、今後本格化する国家試験支援と就職支援について、取組みを強化する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

ア 保健科学部

卒後のキャリア支援として、研修委員会が同窓会と連携しリカレント教育に取り組んでいる。年に4回の研修会を行っており、実績を積み上げつつある。しかしいずれも長野市における研修会であるため、支援機会を生かせていない反省もある。そこで広く長野県全域に勤務する同窓会員にとってもより研修の機会を身近なものとするよう、同窓会の支部組織の強化と、支部におけるリカレント教育に取り組んで行く。

イ 看護学部

学生のキャリア形成を支援するために、次年度以降も教職員が連携しながら課題に取り組んでいく。まず、学生の卒業後をも視野に入れたキャリア支援目標を定め、1年次から4年次までの実施計画を整備する。また、国家試験支援と就職支援は、歴史の浅い看護学部にとっては、未だ試行錯誤しながらの取組みとなっている。次年度

以降は、今年度実施した支援プログラムを評価し、学生の実態とニーズに合わせて取組みを強化していく。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

ア 修学支援

経済的支援：奨学金制度（国、大学独自の奨学金、企業等からの奨学金等）、授業料減免の状況【表 2-6】～【表 2-11】

(ア) 本学独自の奨学制度

a 特別奨学制度

大学の目標実現に向け、「授業の正課」と「課外活動」の両面で優れた成果を修め、医療人として高い資質を有した人材の育成を図ることを目的とし、S・A・B の 3 種類の特別奨学生制度を制定している。

【表 2-4】

名称	内容	人数
特別奨学生 S	4 年間の授業料（360 万円）免除	1 人
特別奨学生 A	1 年次授業料の 1/3（30 万円）免除	3 人
特別奨学生 B	前期授業料の 1/3（15 万円）免除	各学部 2・3 年生より各学年 1 人

b 学生生活支援奨学制度

家庭その他の事情により学費の援助が必要であり、更に学業成績、人間性ともに優れた者に対し、学業を奨励するとともに修学を支援することを目的とする。

なお、兄弟姉妹入学金減免制度を令和 6(2024)年度入学試験より導入した。

【表 2-5】

名称	内容	人数
入学金免除	入学金（20 万円）免除	3 人
兄弟姉妹入学金減免	入学金のうち 10 万円を減免	対象となる全員
遠隔地奨学生	1 年次授業料のうち 10 万円免除	各学部 3 人

(イ) 高等教育の修学支援制度

令和 2 年 4 月より「大学等修学支援法」に基づき、主に低所得者世帯を対象に入学金や授業料が減額または免除される制度が開始された。本学は制度の対象機関となっているため、支援対象の学生に対し、国への申請及び学生への支援を行った。

(ウ) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の国内奨学金には、「給付型」と「貸与型」があり、「貸与型」には第一種奨学金（無利子貸与）と第二種奨学金（有利子貸与）がある。奨学金申込みは大学入学前に高等学校等を通じて申し込みを行う「予約採用」の他に在学中に申し込む「在学採用」がある。「在学採用」奨学金の募集は原則として毎年春にあり

申込みは大学を通じて行う。募集日程の通知は、掲示板及び学生用情報システム「Active Academy」への掲載にて行う。

(エ) その他の奨学金

地方公共団体等が設けている奨学金制度について、本学に募集の通知があるものについては、掲示板や学生用情報システム「Active Academy」への掲載にて知らせる。

【表 2-6】令和 6（2024）年度特別奨学生 B の授業料減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1 人当たりの減免額（円）
理学療法学	1	150,000
作業療法学	1	150,000
看護学科	2	150,000

【表 2-7】令和 6（2024）年度遠隔地奨学生の授業料減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1 人当たりの減免額（円）
理学療法学	1	100,000
作業療法学	2	100,000
看護学科	3	100,000

【表 2-8】令和 6（2024）年度高等教育の修学支援制度の状況

学科/専攻	人数(人)
理学療法学	10
作業療法学	14
看護学科	33

【表 2-9】令和 7（2025）年度入学金免除の授業料等減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1 人当たりの減免額（円）
理学療法学	1	200,000
作業療法学	2	200,000
看護学科	1	200,000

【表 2-10】令和 7（2025）年度特別奨学生 S の授業料減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1 人当たりの減免額（円）
理学療法学	0	—
作業療法学	0	—
看護学科	1	900,000

【表 2-11】 令和 7（2025）年度特別奨学生 A の授業料減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1 人当たりの減免額（円）
理学療法学	0	-
作業療法学	1	300,000
看護学科	1	300,000

【表 2-12】 令和 7（2025）年度兄弟姉妹入学金減免授業料等減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1 人当たりの減免額（円）
理学療法学	1	100,000
作業療法学	1	100,000
看護学科	3	100,000

【表 2-13】 令和 6（2024）年度学生支援機構奨学金の利用状況

種別	給付	第一種	第二種	計
人数	57	149	165	371

※人数は併用を含む延べ人数

イ 学生の課外活動への支援

(ア) 学生会活動の支援

学生が主体となって運営している学生会が組織され、「学生会員の自主的精神に基づき、会員相互の親睦と学園生活の向上を図ることを目的」として活動している。学生会は本部委員会や各委員会により各種課外活動（主として学園祭、クラスマッチ、同好会活動）の企画・運営を行っている。学生会の活動に対しては、学生自治を尊重しつつ学生委員会が助言を行い、長野保健医療大学後援会よりイベント開催経費の支援を受けている。令和 5 年度には 5 年ぶりに学園祭を一般公開で開催することができ、令和 6 年度には学園祭のイベントがさらに充実し、多くの来場者を迎え、大学での学びや学生生活の一端を紹介することができた。

(イ) 同好会活動

学生会同好会委員会により同好会活動が行われている。学生は興味や関心に合わせて自由に入会することができる。各同好会には専任教職員が顧問として就き、同好会活動に助言をしている。なお、同好会活動にかかる経費は長野保健医療大学後援会より支援を受けている。

令和 6 年度同好会一覧(10 団体)

- ・軟式野球　・サッカーフットサル　・バスケットボール　・バドミントン　・英語
- ・バレーボール　・卓球　・軽音楽　・スポーツトレーナー　・フロイント

(ウ) ボランティア活動

外部から寄せられる様々なボランティアの依頼については、学務部が窓口となって受け付けている。依頼されたボランティアの趣旨・内容を学務部で精査し、学生が行うにふさわしいものは学生会ボランティア委員会へ協力を要請している。なかでも長野市において毎年4月に開催される「長野車いすマラソン」には、専門学校時より継続して学生がコース整理員・運営補助員ボランティアとして大会運営に協力してきた。また、毎年9月に長野市内で行われる「リレーフォーライフ・ジャパン信州長野」においても保健科学部・看護学部の学生及び教員が運営のサポート及びブース参加などに協力している。

令和6年度の主なボランティア活動は、4月に開催された「長野車いすマラソン」に6名の学生が選手受付、9月に開催された「リレーフォーライフ・ジャパン信州長野」には10名の学生がボランティアとして参加した。また、5・6月の障害者スポーツ大会、3月長野市で開催されたダウン症児イベント、県内病院で開催される病院祭、プロフットサルチームの試合運営補助、などに学生が積極的に参加した。今後も本学が養成する医療職と関わりの深い、障がい者スポーツ大会などへ学生が積極的な参加が期待される。

ウ 学生の心身に関する健康相談

心的支援、生活相談など

(ア) 健康管理：安全衛生に配慮し、健康的で安定した学生生活を送れるように配慮

a 保健室の設置

怪我や体調不良の応急処置に備えている。

b 健康診断

毎年4月に全学生を対象に健康診断を実施している。健康診断の結果、必要がある場合には健康管理センターから個別に連絡・指導を行っている。

c 本学は病院等での臨床実習を必修としているため、1年次に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、HBs抗体(B型肝炎)、以上5項目の感染症抗体検査を実施し、抗体価の低い学生にはワクチン接種等を指導している。また、C型肝炎ウイルス感染者のスクリーニングにHCV抗体検査を行っている。

(イ) 学生相談窓口

令和6年4月に学生相談室が設置され、学生相談は従来のオフィスアワー制度、担任制度、アドバイザー制度、本館事務室の窓口に加わることになり、学生の学業、健康、進路、人間関係、各種のハラスメント、など多種多様な学生生活を送るうえで生じた困ったことや悩みごとを相談できる窓口がさらに充実することとなった。

＜相談の流れ＞

相談場所は原則として学生相談室を使用し、初めに相談窓口担当者が話を聞く。相談内容と本人の要望に基づき、相談窓口担当者が公認心理師や専門の教職員の紹介、大学として必要な対策を行うなど、適切に対応する。必要に応じて相談や対応を継続する。

(ウ) 学生食堂の設置

看護学部看護学科開設にあわせて、学生、保護者から要望の多かった学生食堂を設置した。特に一人暮らしをしている学生にバランス良い食事を提供するため、メニューにも配慮している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の健康に関する支援は学生相談窓口となる学生相談室・クラス担任・アドバイザー・学務課・健康管理センターが個別的、組織的に学生の相談内容に応じて支援を行う。看護学部が完成年度を経過し、学生数が大学全体で 650 名近くとなり、保健科学部のみの時代から 2 倍の学生数となった。このため、多様な学生の相談に対応すべくさらに組織間の連携を密にしていく。経済面での支援は国の高等教育修学支援制度による公的支援が多子世帯への支援など次年度以降もさらに拡充する予定のため、入学前から大学説明会などの機会を利用し制度の周知を図っていく。在学中の支援は、現在の制度を活用しながらも、これらの申請状況を注視しながら更に体制の充実や改善を図る。

課外活動は、新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんどの活動が停止を余儀なくされたが、徐々に再開する同好会が見られるようになってきた。各種大会への参加を希望する同好会へは、状況を見ながら活動の支援を行っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、校地面積 9,105.77 m²（本館 4,907.13 m²、南館 2,811.62 m²、運動場 1,387.02 m²、）そのうち校舎面積 12,401.09 m²（本館校舎面積 6,806.10 m²、南館校舎面積 5,421.11 m²、別棟 173.88 m²）を有し、大学設置基準上の校地面積 6,400 m²、校舎面積 8,462.2 m²（大学設置基準第 35 条（運動場）、第 37 条（校地の面積）及び第 37 条の 2（校舎の面積））を上回る十分な面積を有している。

図書館は、633.52 m²の面積を有し、閲覧席は112席、AV・PC利用席30席の計142席と、学生数の2割以上に当たる座席数が確保されている。

体育施設は、大学キャンパス屋外に1,387.02 m²の運動場を有している。情報サービスやIT関連の施設は、校舎南館全てと本館のコミュニティールーム、日常生活活動室、運動療法室、徒手・物理療法室、第三作業療法室、大講義室、201～204教室、講堂、第一作業療法室、301～304教室、学生ホールに無線LAN設備を設置して学生が常に情報サービスの提供を受けられる環境としている。情報関係の機器類は総務部によって適切に管理している。

S300大教室、S201～S204教室、第一看護実習室、第二看護実習室、第三看護実習室、第一作業療法室、大講義室、第三作業療法室、201～204教室には、固定式プロジェクターとスクリーン等が完備しており、パソコンやDVD等を用いた授業に対応できる設備を有し、有効に活用している。

講義室、学内実習室及び演習室の校具、備品並びに暖房・空調設備は総務部で管理されている。学内実習室について、保健科学部では7室（日常生活活動室、水治療室、運動療法室、徒手・物理療法室、基礎医学実習室、義肢装具室、第二作業療法室）、看護学部では看護実習室3室（基礎・成人、小児・母性、高齢者・地域・在宅）とそれに伴う器材室1室及び教育用機器備品等を有することで学内実習・演習教育環境の充実が図られている。看護学部においては、令和元（2019）年度看護学科開設のために新校舎が建設され、講義室の他、学生食堂等を整備し、教育上必要な教育用機器備品等の設備を新規に整備した。

学生会活動用に学生会室を令和6（2024）年度に新規に整備した。

本学の教育目的を達成するために、実習室を含めた学修環境は充実している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

学内の実習施設は、前述した通り保健科学部及び看護学部別に実習室等を有し、有効活用されている。南館1階の図書館は、広さ、閲覧席数ともに適切な規模であり、設置学部に関連した保健・医療分野を中心に必要な資料の整備がなされている。現在（令和7（2025）年3月31日）、蔵書は約19,960点、契約電子書籍8,143点、紙媒体雑誌（和雑誌）22誌、電子ジャーナル（洋雑誌）6誌、契約データベースで利用できる電子ジャーナル種数（和・洋）約3,060タイトル、視聴覚資料138点と必要な学術情報資料が確保されている。図書館の開館時間は、平日8:30～19:30、夏季・春季長期休業期間は短縮開館で8:30～17:00となっているほか、令和3年度より土曜開館（9:00～17:00）を従来の月1回から大学院の授業日に合わせて長期休業期間を除き原則開館とし、さらに令和4年度からは前期・後期試験、国家試験に対応して開館時間を朝夕それぞれ30分延長する措置を計30日間行い、学生の利便性に配慮している。また、医中誌Webやメディカルオンラインなど5種のデータベースを揃え、授業内でのガイダンスや希望者対象ミニガイダンスの実施などを通して、学生の学修・研究活動を支援している。このことから、図書館は開館時間を含めて十分に活用できる環境となっている。さらに、図書館と同じ南館1階に学生が少人数でグループ学習できるセミナー室5室、同様に本

館に2室のほか、校舎各館に学生の自習スペースとして利用できるホールを有しており、学生が積極的に自学自習できる施設環境となっている。

また、災害への対応及び人命の安全等を図るため、本学では学修環境の維持及び職業人教育の一環として、毎年度1回、全学で避難訓練を実施し、安全な学修環境を維持するための啓発活動を行っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーについては、各校舎の入口ドア全てが車いす対応となっており、校舎内の全ての階段についても手すりが設置されている。また、エレベーター2機と車いす対応のトイレが8ヵ所設置されており、洗面所についても温水式自動水栓となっており、障害者等に対する安全性と利便性に配慮している。施設整備の安全性については、法令に則り、エレベーター、電気保安関係等の点検を定期的に専門業者に依頼し、設備の維持及び安全管理を行っている。施設の耐震性については、本館、南館校舎の全てが平成5(1993)年以降に建設されていることから、建築基準法の耐震基準に対応した施設として耐震性は確保されている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、理学療法学専攻入学定員40人、作業療法学専攻入学定員40人、看護学科入学定員80人を基準に、講義室については両学科合同で使用できる150～190人程度収容可能なS300大教室、50～105人程度収容できる第一作業療法室、大講義室、S201、S202教室5～80人収容の小講義室（普通教室、実習室含む。）を有しており、学生数や授業形式に合わせた適切な講義室管理を行っている。S300大教室、S201、S202、S203、S204、第一作業療法室、大講義室には、固定式プロジェクターとスクリーン等が完備され、授業環境として適切に整備されている。

保健科学部、看護学部における実技関連の演習科目は、演習内容の特性に合わせて2～4人グループの少人数指導を行うが、各実習室はこれに十分対応できる広さと設備を備えている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

保健科学部、看護学部ともに理学療法士、作業療法士、看護師及び保健師を養成するための施設・設備は十分に確保されている。

今年度は、学修環境について看護学部学生のみ意見を募集したが、今後全学生に定期的に意見募集を広げ、更に学生満足度調査を含めて実施をし、学修環境の整備を進めていきたい。

図書館の蔵書に関しては、毎年平均1,000冊以上増加している。令和5年度には本学の重点施策の一つとして「図書館整備基本計画の策定」を行ったが、今後もこれに基づき図書館の蔵書や機能等の一層の充実を図っていく予定である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援、心身に関する健康相談・学生生活、学修環境などに関する学生の意見・要望の把握・分析、検討する体制として、令和6年4月に設置した学生相談室、オフィスアワー制度、担任・アドバイザー制度、常設の意見箱を設けているほか、学務部において学費、奨学金、各種証明書発行をはじめとした経済的問題や進路に関する相談に随時対応している。また、ハラスメントに関しては、防止規定を定め対応している。

ア オフィスアワー制度

各教員のオフィスアワーは週 120 分とし、その日時は「Active Academy」を利用して知らせている。

学生は直接質問したり説明を受けたりしたいと思う教員があれば、所属する学部・専攻に限らず、オフィスアワー時間に研究室を訪問し対話を行うことができる。

イ 担任制度、アドバイザー制度

保健科学部では、各学科の学年ごと（クラスごと）に担任を設け、履修計画や学修内容、就職・進学、健康や日常的な心配事など、学業から学生生活に係る諸問題について相談にのり、助言や指導を行っている。

看護学部では少人数の学生グループに対して一人の教員がアドバイザーとなり、履修登録の相談や学修方法などへの助言や指導、就職・進学、各種奨学金制度への応募に関する相談、日常生活上の悩みや困りごとの相談など、学生に寄り添ったきめ細かい学修支援を行っている。

ウ 事務局(学務部・総務部)

大学生活を円滑に進めていくために必要となる事務的な事柄全般について、事務局窓口にて取り扱う。学費や奨学金、各種証明書の発行、学内施設の利用手続き、通学に係ることなどに加え、落とし物や忘れ物の取り扱いなども行う。経済的な問題など教育や進路に係ること以外の相談も受け付け、相談内容に応じて適宜部署を紹介している。

エ ハラスメント防止策

ハラスメント防止に向けて、適切な知識と対応を周知するためにハラスメントに関して学生便覧に記載している。また、新入生オリエンテーションにおいて学生委員会と教務委員会が中心になって、ハラスメント防止に関する研修を実施している。

オ 学生の意見・要望の把握

令和5年度から学生委員会が主体となり、「学生満足度・学生生活実態調査」を初めて実施した。結果からは学生の満足度・学生生活において、概ね満足・良好な生活実態が得られた。自由記述記載には学習環境への要望事項なども散見されたため、関係部局と情報共有を行い、令和6年度に学生会室を設置することで、学生の要望の一つに応えることができた。

また、常設の相談受付箱を用意して随時、学生からの意見・要望をくみ上げている。それらの意見・要望への対応は学生委員会が担当し、教務委員会や事務局と緊密に連携を図り、対処している。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生委員会が中心となって定期的に学生会の役員と意見交換の機会を持ち、学生からの要望を把握し、可能なところから要望への対応を各部署に求めている。今後も意見交換の機会を増やすなりして更なる要望の把握に努める。今回初めて実施した「学生満足度・学生生活実態調査」も継続実施し、その結果を踏まえて学生生活の満足度を向上させる具体的な施策を検討する。

また、保健科学部、看護学部ともに学外施設での実習が多く、心身ともに安定した状態で学生が臨地実習に専念できる環境を整える必要があることから、学年担任やアドバイザーとの連携を図りながら、健康管理上の支援やメンタルヘルスケアの体制を一層充実させる。

[基準2の自己評価]

保健科学部、看護学部が独自性を生かしたアドミッション・ポリシーを策定し、本学HP等に公開しており、進学希望者に周知が図られている。

・学生の受入れ

入学者の受け入れは、AO、推薦、一般、大学入学共通テスト利用、社会人入学試験により行っており、大学入学定員を満たす入学者を受け入れている。令和6年度（2024年）の退学者【表3-5】【表3-6】は学部生総数の2.6%に抑えられており（保健科学部12名、看護学部6名）、さらに国家試験合格率【表3-7】は全国平均を超えるか匹敵する結果を出しているため、適正な入学者の受け入れが行われていると評価している。

・学修支援

本学における学修支援は、入学前教育から始まり、基礎セミナー、オフィスアワーの設定、カウンセラーの配置を行い、保健科学部ではクラス担任制、看護学部ではアドバイザー制により行われている。保健科学部では、学生が病院実習において不適応を訴

え、実習の中断を余儀なくされる場合、担任教員が支援にあたりるとともに、カウンセラーに紹介、あるいは受診を進めるなどの対応をしており、このために学修継続が困難となった例は少ない。これらに加え、国家試験の合格率、卒業生に対する就職先からの評価などから総合的に判断して、学修支援は良好な状態で行われていると評価する。

本学では、TA 制度を導入していないが、保健科学部では科目担当者以外の専任あるいは非常勤教員が授業を補佐し、学修支援を行っており、学生と教員との距離が密で手厚い支援が行われていると評価している。

・キャリア支援

1 年次より行う見学実習、3・4 年次の臨床実習に加え、4 年次には国家試験模擬試験を行うとともに、進路希望調査、進路ガイダンス、求人情報公開、求職・受験指導などを行って、毎年、国家試験を合格した卒業生のほぼ全員が就職している。令和 5（2023）年度卒業生の就職率は 100%であった。

同窓会と共同して卒後研修プログラムの提供を行っているほか、長野県の理学療法士会、作業療法士会の活動に協力して生涯教育を行っている。

このような活動からして、キャリア支援活動は充実していると評価している。生涯教育は今後一層の発展が必要と考えている。

看護学部は、令和 6（2024）年度には第 3 期卒業生を輩出し、保健科学部同様国家試験合格者の就職率は 100%であり、保健師資格を活かした地方自治体への就職、さらには本学では取得できない助産師資格取得を目指して進学する学生もいる。このように多様な進路選択を学生が行うため、キャリア支援プログラムは毎年更新されており、学生のニーズに応えたプログラムが実施されていると評価できる。

・学生サービス

日本学生支援機構奨学金、本学独自の奨学金【表 2-4】のほか公・私的奨学金、入学金あるいは授業料免除の募集を掲示板、学生用情報システムに掲載し、学生の経済的支援を行っている。新型コロナウイルス感染症流行に際しては、国からの各種助成制度を紹介し、財政援助の支援を行っている。幸い、学費納入が困難なため退学を余儀なくされた学生は出ていない。

学生生活の安定は概ね保たれていると評価する。

・学生の課外活動支援

学生は医療専門職の国家試験を控え、課外活動は必ずしも活発とは言えない。令和元年秋の大規模水害に際しては、ボランティアサークルの災害復興への参加を教職員が支援したほか、見舞金を募集して県に届けるなどの課外活動支援を行った。十分とは言えないが、災害救助などのボランティア活動への協力の重要性に芽生えたものと感じられる。今後、地域貢献活動も含め、学生の課外活動の活発化に向け一層支援していく必要がある。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談など心身の健康管理には、健康管理センターによる健康相談の実施、学生相談窓口の設置、学生食堂の設置などにより対応している。これまで、重大な事例の報告はなく、概ね良好な状況であると評価している。

校地面積、校舎は大学設置基準を上回っている。学修環境は新型コロナウイルス感染症流行への授業体制整備に際して、WiFi 環境の整備が十分でないことが問題となり、全館のネット環境の整備を進めた。こうした緊急事態へ適時適切に対応できる体制を整える必要がある。

実習施設は大学設置基準を満たしている。また、図書館は面積、座席数、蔵書は基準を満たしている。蔵書は、目下整備途上であり、看護学部及び大学院完成時には計画した蔵書数を達成できた。

ハード面のバリアフリー化は進んでいる。ソフト面の整備はこれからである。今後、多様な支援ニーズをもつ学生の受け入れにも対応が求められることから、ソフト面を含め、即応できる体制を整備する必要がある。

1 学年の学生数は入学定数の 1.15 倍以下であり、教室の面積に適した数に管理されている。

学生委員会を設置し、オフィスアワー制度、担任・アドバイザー制度により、学生からの相談、学修支援、助言、指導に教職員が当たっている。事務職員は、学生事務一般のほか、落とし物、忘れ物の取り扱いなども行っている。

また、相談受付箱を常設し意見、要望をくみ上げ、学生委員会が教務委員会、事務局と協力して解決を図っている。

心身の健康問題については、健康管理センターが窓口となり対応し、必要時には学校医や地域医療機関、公認心理師につなぐ体制をとっている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的を反映した 3 つの方針であるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーは学生便覧及び本学 HP 及び関係する導入科目において周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の策定と周知

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、大学学則第 4 章―第 6 章、大学院学則第 3 章―第 7 章に基づき、適切に行われている。成績評価及び単位認定方法については、

学生便覧内のシラバスに明示し、年度初め（前期・後期）オリエンテーション時に必ず学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、明確に定めたディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下に示した成績評価及び単位認定基準を厳正に適用している。

成績評価、単位認定の在り方・基準

本学の教育課程は、必修科目、選択科目に分け、これらを各年次に配当・編成し、教育内容、授業科目の種類及び単位数は学則に記載（卒業に必要な授業科目の履修と単位数）のとおりである。

（単位の計算方法）

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- ・講義及び演習については、15 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- ・実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- ・卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- ・大学院は、講義及び演習について、15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする。

（卒業に必要な授業科目の履修と単位数）

リハビリテーション学科の各専攻及び看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりである。

【表 3-1】

区 分		教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
理学療法学 専攻	必修科目	21 単位	34 単位	72 単位	127 単位
	選択科目	5 単位以上	2 単位以上	一単位以上	7 単位以上
	合 計	26 単位以上	36 単位	72 単位以上	134 単位以上
作業療法学 専攻	必修科目	21 単位	35 単位	75 単位	131 単位
	選択科目	5 単位以上	2 単位以上	一単位	7 単位以上
	合 計	26 単位以上	37 単位以上	75 単位	138 単位以上

【表 3-2】看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は次の表のとおり。（旧カリ 2021 年度入学から 2024 年度まで）

長野保健医療大学

区 分	教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
看護学科	必修科目	15 単位	21 単位	76 単位
	選択科目	8 単位以上	2 単位以上	2 単位以上
	合 計	23 単位以上	23 単位以上	78 単位以上

*保健師課程の卒業に必要な単位数は 139 単位以上

【表 3-3】看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は次の表のとおり。（新カリ 2022 年度入学生）

区 分	教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
看護学科	必修科目	17 単位	23 単位	73 単位
	選択科目	8 単位以上	2 単位以上	4 単位以上
	合 計	25 単位以上	25 単位以上	77 単位以上

*保健師課程の卒業に必要な単位数は 139 単位以上

【表 3-4】看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は次の表のとおり。（新カリ 2023 年度以降入学生）

区 分	教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
看護学科	必修科目	17 単位	23 単位	72 単位
	選択科目	8 単位以上	2 単位以上	4 単位以上
	合 計	25 単位以上	25 単位以上	76 単位以上

*保健師課程の卒業に必要な単位数は 143 単位以上

【表 3-5】大学院保健学専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおり。

区 分	共通科目	専門科目	特別研究	合 計
大学院 保健学専攻	必修科目	10 単位	2 単位	10 単位
	選択科目	2 単位以上	6 単位	—
	合 計	12 単位以上	8 単位以上	10 単位

（学修の評価及び単位の授与）

学部では、授業科目を履修した学生に対しては、GPA 制度を導入し、学修の成果を S（90 点以上）、A（80 点以上 90 点未満）、B（70 点以上 80 点未満）、C（60 点以上 70 点未満）、D（60 点未満）の 5 段階で評価し、S、A、B、C を合格とする。

成績評価の厳格化のため、成績評価基準に GPA（Grade Point Average）制度を導入している。

また、両学部ともに年間の履修科目登録の上限を設けている。

あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

大学院では、成績の評価は、秀（90 点以上）・優（80 点以上 90 点未満）・良（70 点以上 80 点未満）・可（60 点以上 70 点未満）・不可（60 点未満）の 5 種とし、秀・優・良・可を合格とする。また、学位論文及び最終試験の評価は、合格・不合格とする。

ア 他大学及び高等専門学校との単位互換の方針と状況

学則 16 条、17 条、18 条により規定している。令和 4 年度には 2 名の申請者があった。

イ 他大学大学院との単位互換の方針と状況

大学院学則 19 条、20 条に規定している。令和 5 年度の申請はなかった。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

両学部ともに前期末及び後期末に成績会議を開催している。

学生は低学年時の学修が基盤となること、年次進行により学修の専門性が高まることを強く意識したうえで真剣に学修に取り組んでいる。一方で、成績不振による科目単位の未修得のため、留年又は休学となる学生も少数いる。成績会議では留年、休学の恐れがある学生の情報を共有し、当該学生に対しては担任（保健科学部）又はアドバイザー（看護学部）及び教務委員会担当教員・教務事務職員が履修指導を行い、学業を継続できるように支援を強化する。

現在、教務委員会、事務局学務部、担任（アドバイザー）、科目責任者、看護学部では学部長、学科長、学生部長が関わり学生の単位修得状況を含めた学修状況について共有し、きめ細かな学修支援を進めている。具体的には学科、専攻会議における学修状況の確認、専攻長、学科長、担任、科目責任者、学生部長（看護学部）による成績不振者への面接と指導などである。今後も適時適切な指導を継続していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は、学則第 1 条の趣旨に定めるとおり「人を慈しむ豊かな人間性と医療に関する高い知識や技能を備える「仁心妙術」の研鑽に励み、本学で得た知識や技能を、すべからく人類愛に基づき世界（四海）に広める気概を持って社会に貢献する「徳風四海に洽（あまねく）」を礎とした教育理念に基づき、有為な医療人としての知識技

能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、わが国の社会福祉の充実発展に寄与する」としている。

ア 保健科学部

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学リハビリテーション学科では、理学療法学専攻・作業療法学専攻ともに「教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3つの領域から構成している。

教養科目では、社会人としての教養と責任感、コミュニケーション能力、問題解決能力、能動的学修姿勢を身につけ専門領域への関心と意欲を高めるための広範な科目を学修する。

専門基礎科目では、専門領域の理論及び技術の根幹をなし、医療人としての倫理観、社会的責任を培うための科目を学修する。

専門科目では、それぞれの専門領域における理論と実践的技術を学修し活用できるようにするため、講義・実習・演習科目を置いている。

イ 看護学部

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学看護学科では、カリキュラムを「教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3分野から構成している。

教養科目では、導入科目としての「大学基礎セミナー」、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「体育学」、「外国語」で構成され、専門科目へ繋げるための基本的な知識から応用まで多方面の科目の学修である。

専門基礎科目では、看護学の専門科目により結び付けるために、「人間と環境」、「環境と健康」と区分される科目を学修する。例えば、「人間と環境」では医療者としての「生命倫理」、ヒトの身体とはどのようなものかを深めるために、「形態機能学」、「病態・疾患治療論」などを学修する。

「環境と健康」では、「疫学」、「保健統計学」等の科目を通し、現代社会における人々の健康情勢を把握し、学修する。

専門科目では看護専門領域の理論及び技術を段階的に習得できるようにするために、実学・実践として臨地実習・演習科目を置いている。例えば、「看護学概論」から「基礎看護技術論」、更には「成人看護学」、「老年看護学」、「母性看護学」などである。

また、昨今の情勢に鑑み「国際看護学」、「災害看護学」「地域・在宅看護論」等を学修する。

ウ 大学院

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本研究科におけるカリキュラムポリシーは、教育課程を高度な専門職医療人の基盤となる科目を配置する「共通科目」、看護・リハビリテーション領域として医学、看護学、理学療法学、作業療法学を統合した学際的な保健学の知識を学修し、専門分化した内容をさらに探求するための「専門科目」、共通科目と専門科目

で培った能力により科学的かつ包括的に分析し修士論文の作成として集大成を図る「特別研究科目」の科目区分としている。

学修評価については、期末試験、レポート、課題のプレゼンテーションやディスカッションの内容等を個別に評価し、個別の評価結果を重みづけして総合評価する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ア 保健科学部

保健科学部のディプロマ・ポリシーは以下に示すとおりである。

- (ア) 基礎となる知識を用いて論理的に分析・判断し、的確に表現する能力を有する
- (イ) 生命への畏敬の念、人間尊重の態度を有する
- (ウ) 人間・健康・社会の関係を幅広い視野から体系的に理解し、地域を知り、専門知識・技術を基盤とした実践能力を有する
- (エ) 保健、医療、福祉に関わるチームの一員として、多職種と連携・協力できる能力を有する
- (オ) 生涯にわたり専門性を高め、継続的に理学療法学・作業療法学を探究する力を有する

本学部では、ディプロマ・ポリシーに基づき、各学年のカリキュラム・ポリシーを策定している。

保健科学部ディプロマ・ポリシーの(ア)に対応するカリキュラム・ポリシーは「論理的な思考や判断、的確な表現能力」を有するために、導入科目に大学基礎セミナー、理学療法基礎セミナー／作業療法基礎セミナー、アカデミックリテラシー、情報リテラシー、外国語科目の各科目を配置し、「基礎知識や幅広い教養」を有するために、教養科目に人文科学、社会科学、自然科学、体育学の各科目を配置している。

ディプロマ・ポリシー(イ)に対応するカリキュラムポリシーは「多様性や個性を尊重する態度」を有するために、教養科目に文化人類学、異文化理解を配置し、専門基礎科目に保健医療福祉とリハビリテーションの理念の各科目を配置している。また「医療従事者を志すものとしての高い倫理観」を有するために、教養科目に倫理学、日本国憲法・法学を配置し、専門科目に理学療法倫理・管理学／作業療法管理学を配置している。

ディプロマ・ポリシー(ウ)に対応するカリキュラムポリシーは「人間・健康・社会の関係」を有するために、基礎医学科目、臨床医学科目の各科目を、専門科目に健康科学概論を配置し、理学療法・作業療法の実践能力として専門科目、臨床実習科目の各科目を配置し、「地域に貢献する職業人としての意識」を有するために教養科目に信州学を配置し、専門科目に地域理学療法実習／地域作業療法実習、地域理学療法学Ⅰ・Ⅱ／地域作業療法学Ⅰ・Ⅱを配置している。

ディプロマ・ポリシー(エ)に対応するカリキュラムポリシーは「保健、医療、福祉の医療関係チームの一員」を有するために、専門科目に公衆衛生学、言語聴覚療法概論、

看護学概論、介護学概論、栄養管理学、救急救命医学および IPE 関連科目を配置している。

ディプロマ・ポリシー(エ) に対応するカリキュラムポリシーは「自立的な学習能力」を有するために教養科目、専門基礎科目、専門科目の各科目を配置し、「理学療法学・作業療法学の研究能力」を有するために理学療法研究法Ⅰ・Ⅱ／作業療法研究法Ⅰ・Ⅱおよび研究法演習（卒業研究）を配置している。

イ 看護学部

看護学部のカリキュラム・ポリシーは、看護学部ディプロマ・ポリシーの達成に向け、ディプロマ・ポリシーの構成要素である「論理的思考力、判断力、的確な表現能力」、「生命への畏敬の念、人権尊重、多様な価値観や個性を尊重する態度」、「多職種と連携・協働できる能力」、「地域を知り、専門知識・技術を基盤とした看護実践力」、「継続的に看護学を探究する力」に沿って、それぞれに対応したカリキュラム・ポリシーを体系的に配置した。カリキュラムにおける科目は、カリキュラム改正に伴い名称は異なるが内容は一貫して、教養科目基礎分野、専門基礎科目専門基礎分野、専門科目専門分野の3分野で編成している。看護学のみではなく、大学として教養として学ぶ知識や理論を、実践を関連付けながら学べるように配置した。さらに、ディプロマ・ポリシーの構成要素を強めるために、人とは何か、人間の尊厳について、「哲学」、「臨床心理学」に重きをおき配置をしている。

ウ 大学院

大学院のディプロマ・ポリシーは以下に示すとおりである。

- (ア) 高度専門職業人に必要な広範な知識及び後進を育成する能力を有する
- (イ) 組織内の他の専門職との議論を通じて考えを共有できる能力を有する
- (ウ) 課題を的確に把握し、科学的根拠に基づいた研究を遂行する能力を有する

大学院の教育目的及び目標を踏まえて定めた履修プロセスにおいてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性を明確にし、学生のカリキュラムに対する理解を図るとともに、主体的な学修を促すように配置した。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ア 保健科学部

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を明確にするために、教育体系図を作成し、学生便覧（保健科学部）に記載し、また本学 HP で公表している。

カリキュラムポリシーでは、教養科目の位置付けと、専門基礎科目群と理学療法士、作業療法士としての専門科目群の位置付けをわかりやすく配置した。各科目の詳細については、講義概要（シラバス）を作成している。以下に教育課程の設定目的を挙げる。

(ア) 教養科目

「教養科目」は、専攻の枠を超えて共通に求められる「仁心」を備えたグローバル社会に生きる技能が優れた専門職業人を育成するために、導入科目、人文科学、社会科学、自然科学、体育学、外国語の科目群を配置した。

(イ) 専門基礎科目

「専門基礎科目」は、「専門科目」へと繋がる基礎となる重要な科目群であり、「基礎医学」、「臨床医学」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の3つの科目群で構成している「基礎医学」は1年次から、「臨床医学」は2年次から履修を開始する。

(ウ) 専門科目

[理学療法学専攻]

専門科目は、教育内容として「基礎理学療法」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「理学療法倫理・管理」、「理学療法臨床実習」及び「IPE 関連科目」を配置した。基礎から応用へと段階的に学修を展開させるため、理学療法に関する標準的な理論をはじめとして、臨床及び地域社会で必要とされる理学療法に関する実践的な手法の習得達成を目指す。更に演習、臨床実習を経験させることにより、具体性を伴った理解の深化と専門技能習得の達成を促す。また、卒業後も自己研鑽の一環として学術的活動を継続する素地を形成する目的とし「卒業研究」を「基礎理学療法学」に含めて実施する。「IPE 関連科目」は1年次から3年次まで継続的に科目を配置している。多職種との連携チームの中核となれるよう、講義(理論)、演習(グループ討議)を段階的に行う。具体的には看護学部と合同で「健康科学概論」、「IPW 論」、「IPW 演習」を1～3年次に配置し、3年次は演習としている。

[作業療法学専攻]

専門科目は、教育内容として「基礎作業療法学」、「作業療法評価学」、「作業療法治療学」、「地域作業療法学」、「作業療法管理学」、「作業療法臨床実習」及び「IPE 関連科目」を配置した。基礎から応用へと段階的に学修を展開させるため、作業療法に関する標準的な理論をはじめとして、臨床及び地域社会で必要とされる作業療法に関する実践的な手法の習得達成を目指す。更に演習、臨床実習を経験させることにより、具体性を伴った理解の深化と専門技能習得の達成を促す。また、卒業後も自己研鑽の一環として学術的活動を継続する素地を形成する目的とし「作業療法研究法Ⅰ、Ⅱ」、「作業療法研究法演習(卒業研究)」を「基礎作業療法学」に含めて実施する。「IPE 関連科目」は1年次から3年次まで継続的に科目を配置している。多職種との連携チームの中核となれるよう、講義(理論)、演習(グループ討議)を段階的に行う。具体的には看護学部と合同で「健康科学概論」、「IPW 論」、「IPW 演習」を1～3年次に配置している。

イ 看護学部

- (ア) 社会の諸課題についての基礎的知識を学修するために、教養科目基礎分野に「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「体育学」を、専門基礎科目専門基礎分野に「人間と環境」、「環境と健康」を配置した。
- (イ) 論理的な思考、判断、的確な表現能力を育てるために、教養科目基礎分野に「大学基礎セミナー」、「アカデミック・リテラシー」、「外国語科目」を配置した。2022年度入学生からの新カリキュラムとして、新たに「大学基礎セミナー」を3つの講義形式にわけ、「大学基礎セミナーⅠ」は建学の精神から大学で学ぶ意義、社会人として必要な基礎知識等の修得を目標とした。「大学基礎セミナーⅡ」は必須である「読む」、「書く」、「話す」の基礎知識とスキルを修得する。「大学基礎セミナーⅢ」は情報社会を生きるための基礎知識、データ処理等を修得するために配置した。
- (ウ) 生命への畏敬の念を育て、人権尊重の態度を身につけるために、教養科目に「日本国憲法・法学」、専門基礎科目に「生命倫理」を、多様性や個性を尊重する態度を育てるために、専門科目に「早期体験実習」を配置した。
- (エ) 多様な場における専門職連携チームの一員となる力を育てるために、保健科学部との合同による「健康科学概論」、「IPW論」、「IPW方法論」を1～3年次に配置し、3年次は演習とした。
- (オ) 人間・健康・社会の関係を体系的に理解するために、教養科目に「人間関係論」、「文化人類学」、「哲学」、専門基礎科目に「保健医療福祉行政論」を配置した。また、地域を知るために「信州学」を配置した。2022年度から開始された新カリキュラムでは、新たに日常生活の中で人と自然の関わりを深めるために「ヒトと自然の共生」といった科目を設けた。また、高齢化に伴い、これからを担う世代として必要な知識の獲得とし「加齢の科学」と銘打った最新の情報を得ることのできる教科を配置した。
- (カ) 専門知識・技術を基盤とした看護実践能力の学修のために、看護基礎教育モデル・コア・カリキュラムを参照し、1～4年次の科目を「専門基礎分野」、「専門分野」、「領域別臨地実習」で構成し、看護専門科目においては、「概論」から「方法論」へ、「方法論」から「実習」へと各領域の学修を段階的に積み上げる配置とした。

ウ 大学院

大学院においては、ディプロマ・ポリシーを達成するように、カリキュラム・ポリシーが定められ、それに基づいた教育課程を体系的に配置している。

共通科目として、1年前期に多職種との連携能力及び自己の専門性を高めるため「多職種連携論」と、保健医療分野の教員としての基礎知識を高める「保健医療教育論」、その実践である「保健医療教育実践論」を配置した。

その他幅広い知識・技術の修得基盤となる科目を配置している。

3-2-④ 教養教育の実施

ア 保健科学部

上記 3-2-③における教養科目の目的に沿って、1～3 年次までに導入教育科目（5 科目）、人文科学（5 科目）、社会科学（4 科目）、自然科学（4 科目）、体育学（2 科目）、外国語（9 科目）の 29 科目群（46 単位）を配置している。

学生が自らの意思に基づいて、教養を計画的かつ幅広く学べるように 29 科目中 14 科目（25 単位）は選択科目としている。

イ 看護学部

教養教育の実施については、幅広い教養と高い倫理観の修得を目的として、論理的な思考や判断、適確な表現力の育成、社会の諸課題についての基礎的知識の学修、人を慈しむ心の滋養、人のこころや行動の理解を目指している。本学部では、「導入科目」、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「体育学」、「外国語」に分類し、開講している。保健科学部リハビリテーション学科と共通する科目を 10 科目配置し、共に学べるカリキュラムとしている。初年次から仲間意識の醸成やコミュニケーション力の向上のようにチーム連携の基盤となる能力を修得する環境で学修をしている。「英語」は、生涯学習の基礎的技能となる力を修得するために 1 年次から 4 年次まで配置している。

ウ 大学院

大学院においては共通科目として「医療倫理学」、「多職種連携論」、「医療コミュニケーション論」、「保健医療マネジメント論」、「応用統計学」、「医療英語研究」、「保健医療教育論」、「保健医療教育実践論」、「保健医療研究法」の科目を配置し、院生の「求められる能力」の育成に役立つように支援している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ア 保健科学部

学生の主体的な学修を支援するために、科目毎にシラバスにおいて、履修上の留意点を明記し、特に予習と復習の内容について記載している。更に、学修の定着を目的とした課題の提出や小テストの実施も行っている。

また、一部の授業で Microsoft365_Teams の利活用により、オンライン授業や講義資料の電子化、教員、学生との連絡などに活用し、円滑な授業を展開している。

さらに教育の質の向上のため、毎学期に順次指定された授業科目に関し、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果に教員コメントを提出している。提出されたコメントは 2 週間の閲覧期間中に全教員に示し、授業方法の改善に努めている。

イ 看護学部

看護学部は「地域で学び、地域を学ぶ」を特長とし、病める人に共感でき、理論に基づいた看護活動やチーム医療のキーパーソンとなる看護職の育成を目指している。そのために、教授方法の具体的な工夫・開発と効果的な実施について、本学部では次のような活動を行っている。

(ア) 異なる専門職教員による授業の展開

「病態・疾病治療論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」においては、病態や疾病、治療の理解に留まらず、病態・疾病や治療に関連した看護が理解できるよう医師が担当授業を行った後に、看護教員が単元の中で重要な（罹患率の高いもの、社会的に問題となる疾患、臨床で多い疾患等）疾患に特徴的な看護をする上で習得が必要な授業を行うよう授業配置を工夫している。授業担当者が複数に及ぶため科目責任者を中心に学修目標の確認を行うとともに、関連する講義内容について医師と看護教員間で、授業内容や方法の検討を行っている。新たにこの科目については、2022年度入学生からの新カリキュラムでは更に細分化し、「病態疾病治療論Ⅰ～Ⅴ」とし、2024年度からあらたに「Ⅴ」が加わり、2年から3年生まで継続的に学べるようにゆとりを持たせている。さらに「Ⅴ」は前記科目として主に感染症、難病の病態、高額医療や在宅、地域医療につながる治療法（化学療法、放射線療法等）の知識を修得ができるものとしている。この科目は3年後期に開始される臨地実習へつなげられるものとしている。

また、専門職連携を図る教育の強化が求められるなか、本学部では保健科学部との合同授業である地域基盤型の専門職連携教育もカリキュラムの特徴のひとつである。令和2（2020）年度以降の学部FD・SD研修会において、専門職連携の基本事項の共通理解をはじめ、専門職連携教育に踏まえる内容、課題等を確認した。

(イ) 概念学修の導入

カリキュラムワーキングを発足し、概念学修の検討を行っている。第5次カリキュラム改正において、臨床判断能力の強化や領域横断等の柔軟なカリキュラム編成の推進が求められているが、本学部では概念教育を通して、学生により深い理解を促すことや領域横断型学修を目指している。令和3（2021）年度からは、学部FD・SD研修会にて概念学修の効果や具体的な方法について共通理解を図った。

(ウ) 継続したスタディ・スキルの学修

スタディ・スキルの涵養には、継続した学修が必須である。そのため、学部内で具体的な方法を検討する目的で、「アカデミックリテラシー」の担当教員による学部FD・SD研修を行った。研修では、学修の概要から授業展開の具体的な工夫点、学生の課題への取り組みについて紹介を受けた。その後、学生たちの文章表現力の向上をめざし、学部内で継続して取り組む具体的な方法を検討した。その結果、科目ごとに課すレポートは、「アカデミックリテラシー」で学修したチェックシートの活用をすること、「大学基礎セミナー」で学修した書誌事項の書き方に則り作成するよう学生へ指導している。新カリキュラムでは2022年度入学生からは「大学基礎セミナーⅡ」及び「大学基礎セミナーⅢ」で、さらに詳細な内容で構成し、4年次の統合演習から実習報告の作成に活用でき、今後卒後の研鑽とし

て文献のクリティーク、情報処理及びデータの分析に繋げることができるように組み立てられた。

(エ) 臨地実習指導

学生が臨地実習で4年間通して活用する看護学実習要項に則り、学生への説明を行っている。本学部では、1年次より行われる「早期体験実習」から、2年次の「基礎看護学実習」、3年次の「領域別実習」、更には4年次の「統合実習」に至る全ての臨地実習において、共通する5つの臨地実習目標を掲げている。そして、4年次の全ての実習終了時に目標達成されるよう科目ごとの実習目標を定めている。

臨地実習指導者会議を年に1回開催し、実習目標から実習計画、実習指導者の役割を説明し、専任教員と臨地実習指導者が指導に関する意思統一を図った上で実習指導を行っている。保健師課程を選択した学生の「公衆衛生看護学実習」においては、「地域に根ざした」地域住民の特性と健康課題から予防保健について学びを深めている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

近年のDX化の流れにともない、本学でも新型コロナ蔓延時の2020年度からMicrosoft365_Teamsを導入しており、現在に至るまでオンラインでの授業や講義資料の電子化など、いくつかの授業で継続的に利活用している。ただ授業形態によってはすぐわないものや講義資料作成時の著作権の取り扱い上の不安などいくつかの解消すべき課題があるため、今後は講義資料の電子化に関するガイドラインの作成や研修会の開催等によりDX化の推進に努める。

さらに教育の質を高めるために、本学重点施策として「全学新カリキュラムの構築」に向けて、カリキュラムの見直しを行っていく。

看護学部では、2022年度入学生から「保健師助産師看護師養成所指定規則」に伴い、カリキュラム再編成がされ新カリキュラムが開始された。2021年度入学生は現行（旧カリキュラム）の内容で進行し、2022年度入学生は新カリキュラムで進行していく。同時期に2種類カリキュラムを2024年度まで行う必要がある。特に旧カリキュラムの学生へのきめ細やかな履修方法の指導と、卒業年次に必要となる単位取得について、教員への理解を促す必要があり、学生の履修状況等は会議時で教員全体への周知を行っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学部では、学生による授業評価を前期と後期の授業について実施し、評価結果を公表して、教員の授業の改善に役立てている。

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学部における学修成果の評価として、学修状況、国家試験合格率、就職状況及び学生による授業評価がある。

ア 学修状況

【表 3-5】令和 6（2024）年度保健科学部リハビリテーション学科

学年	5 月在籍数	履修科目数	単位取得率	平均 GPA	退学者数	留年者数
1 年	86	29～31	99.8%	2.74	4	2
2 年	88	30～31	99.7%	2.48	7	3
3 年	82	28～36	99.3%	2.58	1	1
4 年	92	7～8	100%	2.73	2	1

【表 3-6】令和 6（2024）年度看護学部看護学科

学年	5 月在籍数	履修科目数	単位取得率	平均 GPA	退学者数	留年者数
1 年	77	24～27	99.3%	2.91	0	1
2 年	77	24～27	100%	2.90	3	1
3 年	72	13～19	100%	3.28	1	0
4 年	90	9～11	100%	3.47	0	1

保健科学部・看護学部とも単位取得率はほぼ 100%で退学者数・留年者数とも少ないことから、各学部とも学生の学修状況は教育目標に照らしても良好であると評価できる。また、保健科学部では 4 年間の学修成果として、下表イの資格取得状況の国家試験受験結果の全国合格率を上回る高い合格率を上げているところに現れていると評価できる。学生が学生便覧・シラバスに記載されている内容をもとに効果的に学修を進めていくことができるように、シラバスには各科目の授業目標や学修目標、授業内容と予習・復習内容、そして成績評価方法・基準を明記しており、科目担当者はその目標と評価基準をもとに達成状況を客観的に評価・点検している。

イ 資格取得状況（国家試験合格率）

【表 3-7-1】令和 6（2024）年度保健科学部リハビリテーション学科の国家試験受験結果

専攻	新卒・既卒	受験者数	合格者数	合格率	（全国合格率）
理学療法学	新卒	43	42	97.7%	95.2%
	既卒	3	0	0%	89.6%
作業療法学	新卒	46	45	97.8%	92.5%
	既卒	2	2	100%	85.8%

上記の通り、新卒者の理学療法士国家試験、作業療法士国家試験いずれにおいても全国合格率を上回る合格率を達成した。

【表 3-7-2】令和 6（2024）年度看護学部看護学科の国家試験受験結果

資格	新卒・既卒	受験者数	合格者数	合格率	（全国合格率）
看護師	新卒	89	83	93.3%	95.9%
	既卒	6	5	83.3%	90.1%
保健師	新卒	37	35	94.6%	96.4%
	既卒	3	0	0%	95.7%

ウ 就職状況

令和 5（2023）年度保健科学部リハビリテーション学科卒業生の就職状況は、理学療法学専攻、作業療法学専攻とも、国家試験不合格と就職希望が無かった卒業生以外はすべて就職が決定し、就職率が 100%であった。

看護学部看護学科の卒業生も国家試験不合格と就職希望が無かった卒業生以外はすべて就職が決定し、就職率が 100%であった。就職者のうち、保健師資格を活かし地方自治体へ就職したのも 2 名いた。なお、保健師国家試験不合格の 2 名とも看護師国家試験は合格しているため、看護師として就職している。

本学は医療専門職の養成校であるため、就職決定者の全員が医療関係及び福祉関係業種へ就職している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

ア 学生による授業評価アンケートの実施

全学部における専任教員が担当する科目を対象に、令和 6 年 7 月に前期授業科目の学生による授業評価アンケートを実施した。アンケート結果に対する教員コメントを求め、アンケート結果と教員コメントの閲覧を 3 週間おこなった。令和 7 年 1 月には、前期科目同様、全学部における専任教員が担当する科目を対象に、学生による授業評価アンケートを実施し、同じく 3 週間のアンケート結果と教員所見の閲覧を 3 週間おこなった。これらを通して、教員の授業改善に向けフィードバックした。

イ カリキュラム編成、見直しの方法、体制

平成 29（2017）年度に、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの 3 つのポリシーを再度見直しするとともに現行カリキュラムの見直しをおこなった。また、厚生労働省による理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改訂に伴いカリキュラム編成、見直しを行った。

ウ カリキュラムガイダンスの実施状況

（ア）保健科学部

4月当初新入生に対し学生便覧を配布し、履修説明会を行った。4年間の学修の解説と学生ポータルサイト「Active Academy」を使つての前期・後期の履修登録について、実際の画面を確認しながら具体的な登録方法について説明した。個別の質問には学務部職員が対応し履修期間内にすべての新入生が不備なく履修登録を完了することができた。

2年次以降の学生は前期授業開始前にクラス担任から年間の履修について説明を行っている。

(イ) 看護学部

保健科学部と同様に履修説明会を行っているが、看護学部特有の保健師課程履修に必要な科目について説明を補足している。

(ウ) 大学院

学部同様に履修説明会を行っている。大学院では研究指導教員のもと必要な履修科目を選択し、2年間の履修計画（長期履修生は3年間）を立てている。

エ 各科目担当者間での授業内容の調整

各教員が個別に授業内容の調整を行っている。また、その内容について専攻・学科の教員会議で検討、教科書の選定等の意見交換を行った。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業評価アンケートの実施において、令和元年度後期には専任教員が担当する全科目を対象に拡大したことを踏まえ、令和2年度では非常勤講師による科目も含めた全科目を対象に行ったが、学生の負担が大きく回答率が極めて低い状況が見られたため、令和3年度は専任教員担当科目を対象としてアンケートを実施した。今後もどのようなやり方が教育内容・方法等の改善につながるのかをも含め、改善・向上方策を検討していく。

〔基準3の自己評価〕

保健科学部は、本学の使命・目的を反映したディプロマポリシーが学生便覧及び本学HPにおいて周知されており、その単位認定、進級、卒業認定のそれぞれの基準も学則第13条から第22条に定められ周知されている。また、進級、卒業の判断は、基準に従い、学部の判定会議を実施して厳正に行っている。

本学の教育目的は、各年次間の継続性に十分な配慮をしつつ、カリキュラムポリシーとして明確化し、ディプロマポリシーに一貫して繋がっている。また、この2つのポリシーの関係については、カリキュラムツリーを作成し公表、周知しており、現在学んでいることの目的や全体の中の位置づけが良く理解できるよう配慮している。

学修の成果については、単位取得率はほぼ100%であり、退学者数・留年者数とも少なく抑えられている。また、国家試験合格率においても全国平均を上回っており学修成果は

評価できる。教授方法については授業評価アンケートを全科目について行い、結果を公表し、授業方法の工夫改善に努めている。

看護学部では学生の単位認定状況【表 3-6】や授業評価によって学修成果を確認している。とりわけ教育課程の編成において、疾病治療論と看護の統合、臨地実習目標の一貫性と評価方法の確立は、新たな試みであり成果が期待される。

以上から基準 3 を満たしていると判断した。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学園の経営に係る重要事項は、「理事会」と諮問機関である「評議員会」において決定を行っているが、大学運営上の諸問題に迅速に対応するため、理事会からの委任に基づき「運営会議」を設置し、運営会議規程の定めるところにより意思決定を行い、理事長による業務運営の円滑化を図っている。

単年度計画においては、自己点検・評価委員会が中期計画に基づいた重点施策を決定し、担当部署が事業改善シートにより計画・実行することで、PDCAサイクルによる業務改善を行っている。

本学における教育研究及び管理運営に関する審議事項や意思決定方法は、各種規程に明文化されており、以下のプロセスを経て適切に運営されている。学長は「運営会議」では構成員となり、「教授会」では議長として適切にリーダーシップを発揮している。

ア 毎月の部門長会議において、各部門（学科、センター、事務局）間の情報を共有し、必要に応じて運営会議もしくは教授会への議題提出案件について検討する。

イ 運営会議もしくは教授会は付議された案件について審議する。

ウ 運営会議もしくは教授会は付議された案件について審議し、最終決定を行う。

学長による教学マネジメントを支え、意思決定と業務執行に当たり広範にリーダーシップを発揮できる体制整備の一環として、隔週水曜日に学長、大学院研究科長、学部長、常務理事、事務局長によるランチミーティングを開いている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長、副学長、学部長、専任の教授及び専任の准教授をもって構成される教授会を設置し、大学における教育研究に関する重要事項（①学生の入学、卒業及び課程の修了、②学位の授与）を審議すると同時に、学長が決定を行うにあたり、意見を述べる場として位置付けられている。教授会は毎月1回開催されている他、学長が必要と認めたときは臨時教授会を開くことができる。

大学院においては、研究科長を委員長とする研究科委員会を月1回開催し、重要事項（①学生の入学及び課程の修了、②学位の授与、③教育課程の編成、④研究、⑤学生の身分等）を審議する。

教学マネジメントを適切に行う上で必要な各種委員会を置き、各委員会規程において定められた事項について審議されている。各委員会の構成員は学長が指名する教員が配置できるよう規定されているため、学長は各学科、専攻の教員を均等に配置することで両学部及び大学院の連携を図り、併せてリーダーシップを発揮することができる。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

組織規程により、事務局の組織、職員の職務、各部課の事務分掌について定め、それぞれが果たす役割を明確化し、適切な事務執行ができる体制を整えている。

全ての委員会に職員が委員として参画しており、教員と一体となって本学の教育研究の向上を図っている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教職員それぞれの立場の相互理解に力を入れ、大学の一体感を構築することが重要であり、各委員会における学部、教員、職員の枠を越えた協働体制の推進、FD研修会及びIPE研修プログラムへの職員の参加、研究委員会が実施する抄読会への職員参加などを通じて、学長のリーダーシップが発揮しやすい体制を構築する。

令和6（2024）年度重点施策「全学新カリキュラムの構築」については、学長のリーダーシップのもと新カリキュラム検討委員会を立ち上げ、①教養科目の共通化、②専門基礎科目の点検、③IPE関連科目の統合を構築方針に、両学部が授業目標を一致させ、学生が互いに学び合えるカリキュラムを構築した。

5ヵ年中期計画の進行管理については、自己点検評価委員会において事業改善シートを総括し、PDCAサイクルを適用した適切な業務の継続的改善を進める。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
ア 教員の確保と配置

本学の教育理念である「徳風四海に洽く」「仁心妙術」を念頭に、有意な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を合わせ持つ人材の教育を目指し、わが国の社会福祉の充実発展に寄与するため、保健科学部及び看護学部への到達目標の達成、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、看護師国家試験及び保健師国家試験（選択）の受験資格の付与を踏まえつつ、理学療法学、作業療法学及び看護学分野等の各教育課程の科目と単位数に応じて教育と研究又は実務上優れた能力・実績を有する教員を配置している。

令和6年5月現在、学長1人、副学長1人、両学部共通（共通教養センター及び地域保健医療研究センター）5人、保健科学部19人、看護学部22人の計48人と助手3人の体制である。保健科学部専門分野の専任教員は理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に従って全員が理学療法士免許又は作業療法士免許を有しており、看護学部専門分野の専任教員・助手は保健師助産師看護師養成所指定規則に従って全員が看護師免許を有している。このうち公衆衛生看護学科目は、同指定規則に従って保健師免許を有する専任教員3人が担当している。

大学院では、本学の教育理念に基づき、保健学における学術の理論及び応用を教授研究し、多職種が協働した支援サービス提供の実践に求められる幅広い知識及び高度な専門技術を有する専門職医療人並びに専門職教育者を育成することにより、人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的としている。入学定員8人、修業年限2年（長期履修生は3年）で学位は修士（保健学）となる。教員組織については設置基準12人（研究指導教員6人、研究指導補助教員6人）に対して、研究指導教員11人、研究指導補助教員1人の計12人の体制である。

【表4-1】大学教員構成（令和6年5月現在）

（単位：人）

学部・学科		専任教員数					助 手
		教 授	准 教 授	講 師	助 教	計	
保健科学部	リハビリテーション 学科	6	3	4	6	19	0
看護学部	看護学科	6	2	5	9	22	3
両学部共通		5	1	1	0	7	0
合計		17	6	10	15	48	3

【表4-2】

長野保健医療大学

大学設置 基準別表	学 部	大学設置基準上必要な専任教員数		本学専任教員数	
		専任教員数	教授数	専任教員数	教授数
別表第一	保健科学部	14	7	25	10
	看護学部	12	6	23	7
別表第二	大学全体	10	5	—	—
計		36	18	48	17

※表4-1における両学部共通教員は表4-2においては両学部に分ける

保健科学部 専任教員一人当たりの在籍学生数 15.2人

看護学部 専任教員一人当たりの在籍学生数 13.9人

令和5年5月における教員の年齢構成は下表のとおりであり、20歳代から70歳代にわたっているが、構成割合で最も多いのは、60歳代で35.2%となっており、次いで50歳代が33.3%、40歳代及び30歳代が共に9.8%となっている。

【表4-3】年齢別教員数

(単位：人)

	専任教員数					助手	合計
	教授	准教授	講師	助教	計		
29歳以下	0	0	0	0	0	1	1
30～39歳	0	0	0	5	5	0	5
40～49歳	0	1	1	2	4	1	5
50～59歳	3	3	5	6	17	0	17
60～69歳	9	2	4	2	17	1	18
70歳以上	5	0	0	0	5	0	5
計	17	6	10	15	48	3	51

イ 教員組織

教員組織の編成方針

- (7) 学位、研究実績、業務経験に基づき、教授、准教授、講師、助教による構成とした。
- (イ) 管理運営機関として、運営会議、研究科委員会、教授会、部門長会議を設置した。
- (ウ) 学則に基づき自己点検評価、FD・SD、研究、研究倫理、紀要、利益相反管理、広報、教務、学生、研修、入試、衛生の各委員会を設けた。

ウ 専任教員の配置状況

大学全体として大学設置基準上必要な専任教員数は36人（内教授18人）であり、教育内容を教授するに適切な数の教員を満たしている。保健科学部では両専攻を共通して担当するため専攻別の教員配置を採らないこととした。

両学部とも、教育研究上の実績を十分有する教授又は准教授を配置した教員体制である。

エ 教員の採用基準、昇級基準等

教員任用は、本学教員選考基準に基づき、教授においては公募を原則として、教授候補者選考委員会で選考し、理事長が任用することとしている。また、准教授ほか下位の職位については公募もしくは、推薦がある者について、本学教員任用規程に基づき教授会で選考し、理事長が任用することとしている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の教学の基本方針に従い、教育方法の改善及び教職員の資質の向上を目指し、本学ではFD・SD委員会を設置している。

ア 業績報告会

本学の学びの特徴として専門職連携教育を挙げているが、そのためには各領域を互いに知ることが重要であり、毎年各学部、専攻及び事務系職員も含めた業績報告会を行っている。各学部、専攻の教員による専門性や研究内容等の発表に加え、事務系職員からの発表も行い、質疑応答などを通じて互いの職域の垣根を越えて理解に努めている。

今年度の業績報告会は、年度末の令和7年3月19日に開催した。

イ 抄読会

個人の研究状況を他の教職員に開示する機会として「抄読会」を実施している。これは全教員が順に演者を担当し、自身の研究内容の紹介、当該分野のトピックス、基本事項のレビューなどのプレゼンテーションを行うものであり、教員が取り組んでいる研究の情報提供に留まらず、研究分野が異なる教員間での意見交換がなされ充実を見ていることから今後も継続実施する。

ウ 高校の学習指導要領と大学の課題についての研修会

新指導要領のもと、学生は「知識・技能」だけでなく「思考力・判断力・表現力」や「学びに向かう力・人間性等」もバランスよく育むことを目指した教育を受けてくる。世代の特徴をよく理解したうえで効果的な教育を考えるために研修会を企画した。

また、全教職員に教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施のために希望する研修会についてアンケートを行った。その結果を踏まえ、次年度の研修会を計画する。

エ 授業評価アンケート

授業評価アンケートの実施に際しては、本学においても学生の回答率の低迷が課題となっている。FD・SD委員会ではその向上を図るための取り組みとして授業評価アンケートに対して共通認識を持ってもらうことを目的に、全教職員にFD・SD委員会で作成し

た動画をもとに e-learning 研修を行った。学生の回答率を高めるために前期オリエンテーションの際に、授業評価アンケートの目的と意義を学生に説明した。

また授業評価アンケートのより精緻な結果を求めて、各科目の最終授業では授業評価アンケートに答える時間（5～10 分）を設けるよう各教員に依頼した。その効果として回答率が改善された。

（3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

ア 教員の確保と配置

教育研究の継続を図るため、退職者があった場合には、その科目を担当するに適した教員を採用する。採用は、バランスのとれた年齢構成となるよう年齢も考慮する。具体的には、退職者の後任の採用は、内部昇格を基本とし、その補充は、可能な限り、下位の職位（講師・助教・助手）を任用する。ただし、内部昇格が適当でない場合は、同じ職位の外部者を採用する。いずれの場合も、今後の採用者は、原則として定年まで4年以上の期間がある者とし、助教・助手の若手を採用するよう配慮している。

教員には裁量労働制を適用しており、週に1日、研究日を設け、研究活動及び外部の各種研修会に参加する時間を確保している。

専任教員の各分野での教育研究の維持向上を目的に、独立行政法人日本学術振興会が取り扱う科学研究費助成事業を活用するほか、本学のFD研修会を毎年実施し、教育方法改善に繋げるなど、授業内容の質の向上に努めるとともに、個人研究費補助を実施し教育研究の組織的な質向上に取り組んでいる。

イ 教育内容・方法等の改善

- (ア) 授業評価アンケート調査の改善と結果の活用方途の検討
- (イ) アカデミック・ハラスメント防止に関する研修の実施
- (ウ) ケースカンファレンスの実施

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

FD・SD 委員会では毎年、年度初めに新任教職員に対し、本学の理念・目的、果たす

べき役割などを伝えるとともに本学の現状と将来像について説明し、大学教職員として相応しいあり方について理解を得るために、学長による「学長講話」やFD・SD委員長による「ハラスメント講習会」を開催している。ハラスメントに関しては全教職員が理解、周知すべき事柄として毎年外部講師を招聘して、全教職員を対象に講習会を行っている。

全教職員対象に、開催を希望する研修会についてアンケートを実施した結果、広報に関する研修会の希望が多かったため、SD研修会を3月13日（木）14時～15時30分にエデュース（株）主催でZoomによるLIVE配信で開催した。内容は「2026年度学生募集戦略の最新トレンドと生成AI活用の可能性 募集活動の効果最大化・効率化を実現するために」だった。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

業績報告会において本年度以上の本数の報告を行い、また教職員においては学内にとどまらず、広く学外の情報も取り入れるべく、コンソーシアム京都の参加を推奨しており、今年度も教員・職員ともに参加があった。他大学SDと交流することによって、職員の資質・能力向上を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

4-4-④ 研究活動の成果公表

4-4-⑤ 抄読会

4-4-⑥ FD・SD研修

4-4-⑦ 業績報告会

(1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究活動の場として、保健科学部の専任教員は1室をパーテーションで仕切った研究室を、看護学部では、講師以上には個室を、その他の教員にはパーテーションで仕切った研究室を配置している。調度設備等については机、書架、来客用テーブルなど基本的な備品は準備されており、研究活動の場として支障はない。

また、全学部において、週1日は研究日として学外での研究活動、社会貢献活動を行う時間を確保するとともに裁量労働制を採用し、業務遂行の手段及び時間配分を教員の裁量に委ね、研究環境を整備している。

研究活動支援の拠点である「地域保健医療研究センター」では教員個人が行う研究について研究費獲得及びそれに必要な書類作成等の支援を行っている。また、学内公募研究費取扱規程に基づく公募研究を募集、審査及び採択を行い、その研究活動を支援して

いる。学内の研究班活動は、飯山市と川中島地区での活動が行われている。飯山市における基本チェックリスト調査は、2010年から2023年にわたる18,000人を超えるデータが蓄積され、解析結果は毎年飯山市に報告されている。このデータ解析結果の論文化により、修士1名、博士2名、計3名の教員が学位を取得した。新たな研究活動も開始されており、成果が期待される。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（文部科学省令和3年）に基づき、「公的研究費等の運営及び管理を適正に行うための基本方針」（長野保健医療大学平成28年）、「公的研究費等の適正な使用及び公正な研究活動に関する行動規範」（長野保健医療大学平成31年）、「不正防止計画」（長野保健医療大学平成31年）、「公的研究費等の取扱及び研究活動における不正行為への対応に関する規程」（長野保健医療大学平成31年）、「学内公募研究費取扱規程」（長野保健医療大学令和2年）及び「公的研究費等の間接経費使用に関する実施規定」（長野保健医療大学平成31年）、「コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」（長野保健医療大学令和4年）を制定し、本学HPを通じて公表している。

本学の研究者が人及び人由来の材料を対象とした研究を行うに際しては、研究者は3年ごとに、e-ラーニングを利用した倫理教育の受講、受講証明書の提出が義務付けられ、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省令和3年）に則った倫理的配慮及び科学的妥当性が確保されているかについて、研究倫理審査委員会が審査している。委員会の構成員は委員長（統括管理責任者）が指名する教員、外部委員（法律の専門家あるいは人文・社会科学の有識者）を配置している。委員会で承認、条件付き承認とされたものは、学長名により承認通知を発出している。また、本学では迅速審査を必要とする案件については審査申請を随時受け付けており、研究活動に支障が出ないように配慮している（研究倫理審査細則）。倫理審査の迅速化を図るため、倫理審査委員会に作業部会を設置した。令和6年度において12件の倫理申請を受け付け、9件を承認した。大学院生の修士論文を製本して、図書館にて保管することとした。

本年は利益相反に関する申請はなかった。

【表 4-4】研究倫理審査の申請状況（件）

年 度	申請件数	承認	終了
令和2（2020）	4	4	3（中止1）
令和3（2021）	2	2	1
令和4（2022）	8	6（R5-3）	2
令和5（2023）	8	4	
令和6（2024）	12	9	

※承認欄の（ ）内は、次年度以降の承認数で内数

※申請年度を基準として承認数、終了数を掲載した。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は教員に対する主な研究活動支援費用として、個人研究費助成規程に基づき、職位に関わらず専任教員全員に個人研究費（1人一律25万円/年）を支給している。使途については助成規程に定められ、学会出張（海外を含む。）などの旅費をはじめ、研究機材、消耗品など多岐にわたって認めており、個人の研究が円滑に遂行されるように配慮している。

また、学内における研究活動を促進させる目的から、競争的資金としての学内公募研究費を交付している。申請は学内長野保健医療大学公的研究費等の取扱及び研究活動における不正行為への対応に関する規程に基づいて採択し、学長の責任において交付する。学内全体での年間総額 300 万円を上限に交付し、使途は個人研究費に準じる。令和 6 年度は 1 件の応募があり、その 1 件を採択した。

【表 4-5】学内研究費申請状況

年度	申請件数	交付	終了
令和 3 (2021)	2	0	0
令和 4 (2022)	5	3	1
令和 5 (2023)	2	2	0
令和 6 (2024)	1	1	0

更に学外からの研究費獲得に関して本学教員は、独立行政法人日本学術振興会所管の科学研究費助成事業学術研究助成基金助成金及び厚生労働省所管の厚生労働科学研究費補助金の申請可能対象となっている。これらに係る経費は、各団体から直接経費と間接経費として配分される。直接経費は、研究課題の遂行に必要な直接経費であり、間接経費は、研究活動を支援するとともに、研究環境を整備するための研究機関向けの資金である。（公的研究費等の間接経費使用に関する実施規定）

研究活動において、研究資金の獲得は研究計画段階で最初に着手されるべきことであり、外部からの競争的資金の獲得に向けて学内の地域保健医療研究センターが支援に当たっている。

令和 6 年度では獲得件数 9 件（文部科学省科研費 6 件、産学連携・共同研究 1 件、厚生労働省科研費 1 件、民間 1 件）、総額 7,881,936 円であった。

【表4-6】公的研究費獲得状況（件）

年度	件数	総額
令和元 (2019)	5	2,520,000
令和 2 (2020)	6	7,496,000
令和 3 (2021)	6	7,555,000
令和 4 (2022)	7	13,077,000
令和 5 (2023)	7	13,577,393
令和 6 (2024)	9	7,881,936

4-4-④研究活動の成果公表

令和6年度における常勤教員による原著論文等の発表論文数、英文43編、和文30編、学内研究論文15編、学外研究論文58編、総説16編、著書分担執筆10編、講演169件であった。

長野保健医療大学紀要第10巻を発刊した。

4-4-⑤ 抄読会

個人の研究状況を他の教職員に開示する「抄読会」を実施している。これは全教員が演者を担当し、自身の研究内容の紹介、当該分野のトピックス、基本事項のレビューなどのプレゼンテーションを行うものであり、教員が取り組んでいる研究の情報提供に留まらず、研究分野が異なる教員間での意見交換がなされている。教職員の年間出席率平均73%であった。

令和6年度開催した抄読会は以下のとおりである。

【表4-7】抄読会 担当者と演題

	演者	演題
4月10日	奥村信彦	MERRIER Approach（メアリー・アプローチ）について
	坂口けさみ	母性行動・父性行動を科学する
5月8日	下田浩一	基礎力学の理解を補う教材試作 ー関数グラフソフト GRAPES の活用ー
	田中高政	認知講堂療法としての笑いヨガの可能性
6月5日	松下雅子	「配慮の必要な児童」に対する小学校教師の指導上の困難に関する研究
	林かおり	看護学における実験研究の活用について ー身近な疑問から根拠を持つ実践へー
7月3日	倉澤康之	ラジオ波カテーテルアブレーション治療後の心房細動患者に対する運動ベースの心臓リハビリテーションの安全性と有効性：系統的レビューとメタ解析
	宮越幸代	令和6年能登半島地震における災害支援ナース「長野最終班」の活動
8月7日	近藤優樹	自閉症スペクトラム症児の睡眠覚醒リズムと感覚特性の関連性
	内田美恵子	新生児の痛みとケアの実態
9月4日	荻原啓文	前庭リハビリテーションの発展
	鈴木真理子	医療におけるナラティブ・アプローチ
10月2日	宮脇利幸	高齢者の運動機能、ADL 障害および抑うつ感情ちの関係
	横関祐子	聞き書き講座 in 信州について
11月6日	三井由香	生体内一酸化炭素に関する研究

	松石健太郎	腹臥位の勧め
12月4日	佐藤剛章	看護師のプレゼンティーズムに対する個人的、職業的、労働環境的、心理社会的要因の関連
	ヒー・チン ピン	多言語を用いた授業導入の試み

4-4-⑥ FD・SD 研修

令和6（2024）年度 FD・SD 委員会活動実績は以下の通りである。

ア 新任教職員のための研修

新任教職員に対し、本学の理念・目的、果たすべき役割や使命などを伝えるとともに本学の現状と将来像について説明し、大学教職員として相応しい資質を備えた教職員の育成を図った。

(ア) 学長講話（現任教員含め 78 名中 70 人参加 89%）

4月1日に行った。

(イ) 新任教職員ハラスメント研修会

4月1日にFD・SD委員長を講師として行った。

イ ハラスメント講習会（78 人中 63 人参加 81%）

5月16日（水）にハラスメント講習会を全教職員対象に行った。

講師：信州大学医学部衛生学公衆衛生学講座 野見山哲生 教授

ウ 学生による授業評価アンケート調査と結果の報告

令和6（2024）年度前期分として7月に実施し、9月に教員所見回収及び授業評価アンケート結果の公表（回答率 30%）

令和6（2024）年度後期分として1月に実施し、3月に教員所見回収及び授業評価アンケート結果の公表（回答率 30%）

エ e-learning 研修：「よりよい授業」のためにー授業評価アンケートについて

7月上旬 新任教職員にも共通認識を持ってもらうため、昨年に引き続きFD・SD委員長による動画配信及び授業評価アンケート調査を行った。

オ 京都コンソーシアム

開催された第30回FDフォーラムに2名がオンラインで参加した。

カ 「高校の学習指導要領と大学の課題」に関する研修会（79 人中 43 人参加 54%）

7月17日（水）16時20分～17時50分に全教職員を対象に、駒井健吾講師による高校の学習指導要領と大学の課題に関する研修会を行った。当日参加できなかった教職員に対して動画配信により視聴してもらい、ほぼすべての教職員が研修に参加できた。

キ 「大学における授業資料の著作権に（授業目的公衆送信補償制度）」に関する研修会
（81 人中 53 人参加 65%）

3 月 5 日（水）15 時～16 時に全教職員を対象に授業目的公衆送信補償制度に関する研修会を行った。当日参加できなかった教職員に対して動画配信を行い視聴してもらい、ほぼすべての教職員が研修に参加できた。

ク 広報に関する研修会（81 人中 18 人 22%）

3 月 13 日（木）14 時～15 時 30 分に、主に事務職員を対象にエデュース（株）主催で Zoom による LIVE 配信で研修会を行った。内容は「新年度募集活動スタートダッシュセミナー」として「2026 年度学生募集戦略の最新トレンドと生成 AI 活用の可能性 募集活動の効果最大化・効率化を実現するために」だった。

4-4-⑦ 業績報告会

令和 6（2024）年度の FD・SD 委員会活動として、教職員対象に 2024 年度第 5 回長野保健医療大学業績報告会を開催した。これは教員の研究成果のみでなく事務職員も日ごろの成果を発表する学内の学会である。教職員の貴重な意見交換の場であり、相互交流・情報共有・研鑽の機会になっている。令和 6 年度の発表は以下の通りであり、活発な意見交換が行われた。

「基本チェックリストによる高齢者のフレイル予測ツール」「基本チェックリストを用いた高齢者の介護保険認定に関する長期予測モデル作成」「高齢者における要介護認定後の平均余命」「障害者手帳を所持する高齢者の生活機能の経年変化～長野県飯山市における調査から～」「地方在住前期高齢者が捉える主観的健康感の判断理由」「「使える」知識をどのように育成するか」「学生満足度・学生生活実態調査報告」「自由討論」

全教職員 81 人中 55 人（68%）が参加し、当日参加できなかった職員には動画視聴を行った。報告会の後にはアンケートを行い、アンケート回収率は 75%（81 人中 41 人）だった。「研修会の内容は理解できた（とてもそう思う 49%、少しそう思う 44%）、研修は期待やニーズに合っていた（とてもそう思う 37%、少しそう思う 49%）等であり、研修会は有意義だったとする回答が多かった。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境については、地域保健医療研究センター、研究委員会が中心となり、規程の整備が進められている。新たに、研究データのオープン化が課題となっていることから、DMP(Data Management Plan)管理委員会規定を制定した。

若手教員は強い研究志向を持っており、公的研究費獲得支援に加え、地域保健医療研究センターでは民間研究費の募集情報の収集に努める。

研究活動の活発化に伴い、全ての倫理審査、論文査読を学内教員が担うことが困難な案件もあることから、外部研究者への依頼体制を検討する。

また、研究のさらなる活性化を目指し、研究法、不正防止等に関するセミナーを開催する。

〔基準4の自己評価〕

教学マネジメントは、学長が運営会議の構成員として大学全体の行動計画作成に参画し、教授会の議長としてその運用にリーダーシップを発揮する体制としている。また、教職員により構成される部門長会議から運営会議及び教授会への議題提出を通じて、各部門での検討すべき課題が適切に議論・対応されることにより真に必要な行動が学長権限の下に実施されるよう各会議に関する諸規程が整備されている。更には教務委員会、FD・SD委員会等の各種委員会は学長が指名する教員の配置により、保健科学部及び看護学部との連携並びに協働を容易にし、リーダーシップの発揮を確たるものになっている。教職員の能力開発、学内の一体感醸成のため、業績発表会や抄読会に教職員が参加し、大学院の勉強会、大学院修士論文発表会に学部学生の参加を促している。

教員配置については関連する法令に基づくことは元より、本学の教育理念並びに専門性の観点から適切な人材の登用を心掛けており、保健科学部、看護学部とも大学設置基準上必要な専任教員数を満たしている。国家試験合格率は、保健科学部理学療法学専攻新卒者 97.7%、既卒者 0%、作業療法学専攻新卒者 97.8%、既卒者 100%、看護学部新卒者 93.3%、既卒者 83.3%、保健師新卒者 94.6%、既卒者 0%であった。大学院の修了生は 1 名であった。

職能開発、教育内容・方法等の改善及び実施については FD・SD 委員会を通じて新任教員研修、学生による授業評価、業績報告会等により、一層の推進を図っている。

教職員の能力向上として自己判定及び学内外の研修事業参加を通じて資質・能力向上を図っている。自己判定についてはすべての教員が実施しており、学内研修もほぼ 100% の出席率である。

研究環境の整備、研究費、卒業研究に関する要領、研究倫理、研究活動の資源確保についての規程等の整備を進めた。これらの規程のもと、研究委員会研究委員会、紀要委員会、研究倫理審査委員会、利益相反管理委員会のもとに、地域保健医療研究センターが外部資金獲得推進、学内研究助成、共同研究費の配分、研究費不正使用防止などに取り組み、教員の研究活動は活発化している。地域保健医療研究センターは、研究活動のあり方、学外研究費への応募等を支援している。今年度の倫理審査申請は 12 件、承認 9 件、であった。学内公募研究費は 1 件の応募、1 件の交付が決定された。獲得した学外研究費は 7 件、研究費総額 7,881,936 円であった（表-4, 5, 6 参照）。

以上から、本学では教員・職員についての基準 4 を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学園は、寄附行為において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」を目的としており、これらの法律の趣旨に沿って誠実に運営している。組織内の各種規程については規則等検討会議において広範な見地からの検討を行うことで、ステークホルダーに対する誠実なルール作りに努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人運営については、寄附行為の定めにより理事会及び評議員会を開催し、学園の重要事項を審議している。大学の運営及び教学に係る全学的な重要事項については、運営会議規程に基づき月例の運営会議で審議している。

中期計画を柱とした単年度の事業計画については、事業を実行する部署が中間時と年度末に検証を行い、自己点検評価委員会が全体を総括する仕組みとすることで、目的達成への不断の努力を行う。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

学生便覧においてハラスメント、防犯・事故予防、個人情報の管理などについて記載するとともに、前述の内容を簡易的に説明した「学生生活スタートブック」を入学時に学生に配布し、周知を図っている。また、学生からの相談については担任制度（保健科学部）、アドバイザー制度（看護学部）、学務部内の学生相談室により対応している。

施設設備の安全対策については、建物の定期調査、消防設備、電気設備、エレベータ設備の各種点検を専門業者に委託し、安全性を確保している。

災害時の対応については、既存の危機管理方針及び本学防災マニュアルを内包する形で危機管理規程及び業務継続計画（BCP）を作成し全教職員に共有して万全を期している。AEDは本館・南館の事務室と運動療法室に設置し万一来に備えている。

喫煙についてはこれまでの敷地内分煙を廃止し、敷地内及び敷地周辺（敷地に直接面する道路一帯）を全面禁煙にするとともに、新入生への禁煙教育を実施している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く社会情勢や法令、社会的責任やニーズの変化に対し、各種規程の制定・改廃・改正及び積極的な情報公開等、今後とも柔軟に対応する。

危機管理規程に基づき設置する危機管理委員会において、BCPの実効性を検討し、情報セキュリティ対策など必要な整備を進める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為において理事会は学校法人業務に関する意思決定機関として位置付けており、評議員会は諮問機関として置かれている。理事長は本法人を代表して、寄附行為に規定する職務を行うとともに、副理事長1人、常務理事1人を選任することで、迅速な意思決定による適切な業務遂行ができる体制を整備している。

寄附行為の定めにより、学長は理事及び評議員に選任されている。また、事務局長は理事及び評議員に、大学院研究科長、両学部長及び学務部長は評議員に選任されており、大学からの意見は審議事項として反映された上で意思決定が行われている。また、経営層と大学の意思疎通を円滑に行うため、理事長、副理事長、常務理事、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長、総務部長、企画部長、学務部長及び理事長が必要と認めた者を構成員とする運営会議を毎月開催しており、迅速な意思決定体制が整備されている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

改正私立学校法に対応した寄附行為が令和6年度中に認可され、令和7年度からは新寄附行為の定めに基づいて理事会、評議員会を適時適切に開催するとともに、監事への情報共有の充実を図る意味から、監事の運営会議への出席依頼を継続する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意志決定の円滑化

経営層と大学組織の意思疎通を図り協議及び意思決定を行うことを目的とした運営会議を設置し、毎月1回開催している。運営会議の構成員は、理事長、副理事長、常務理事、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長、総務部長、企画部長、学務部長及び理事長が必要と認めた者としている。運営会議の審議事項は、経営、組織、学生に関する事項、教育課程、研究活動、学則・規程など運営の根幹に係る重要事項である。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人は2人の監事を置き、その選任は寄附行為第8条に「この法人の理事又は職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されており、これに基づいて適切に選任されている。監事は、寄附行為の定めにより大学に出向いて監査を行い、学園の業務や財務状況の把握に努め、その結果を理事会及び評議員会に報告している。監事の理事会及び評議員会への出席状況は【表5-1】のとおりであり、監事2人が同時に欠席したことはない。

【表5-1】過去2年間の理事会及び評議員会における監事の出席状況

開催年月	会議名	監事現員	出席者数
令和5年5月	理事会	2	2
令和5年5月	評議員会	2	2
令和5年6月	理事会	2	2
令和5年6月	評議員会	2	2
令和6年3月	理事会	2	2
令和6年3月	評議員会	2	2
令和6年5月	理事会	2	2
令和6年5月	評議員会	2	2
令和6年11月	理事会	2	2
令和6年11月	評議員会	2	2
令和7年3月	理事会	2	2
令和7年3月	評議員会	2	2

法人の運営に関する重要事項についての諮問機関として評議員会が設置されており、評議員の選任については寄附行為第24条に「1. この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者5人以上7人以内 2. この法人が設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者1人 3. 学識経験者のうちから、理事会において選任した者5人以上10人以内」と規定されており、これに基づいて適切に選任されている。寄附行為において「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と規定しており、評議員会の意見を反映する仕組みは整備されているとともに、第1号評議員として教職員7人が含まれており、教職員の意見を反映する体制も整えられている。評議員の評議員会への出席状況は【表5-2】のとおりであり、4分の3以上の出席が維持されており適正な状況となっている。

【表5-2】過去2年間の評議員会における評議員の出席状況

開催年月	会議名	評議員現員	実出席者数	意思表示 出席者数
令和5年5月	評議員会	17	13	3
令和5年6月	評議員会	17	12	5
令和6年3月	評議員会	16	13	3
令和6年5月	評議員会	16	13	3
令和6年11月	評議員会	17	15	2
令和7年3月	評議員会	17	16	0

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

月1回の運営会議が経営層と大学との意思疎通において非常に有効であり、今後も継続する。監事の機能強化のため、監事の運営会議への出席依頼を継続し、監事体制の強化を図る。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和2（2020）年度を初年度とした中期計画を策定し、各部門はこれに基づいて年度ごとの事業計画を定めるとともに予算申請を作成し、編成された予算案は理事会・評議員会の承認により執行されている。実際の予算執行時には起案書を作成し、その都度、内容の妥当性について確認している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の主たる収入源は学生生徒等納付金であるが、学部の入学生定員充足率は過去5年間100%超で安定的に推移している【表5-3】。収支状況について、令和3・4年度の収支差額が大幅に増加しているが、この要因は認定こども園設置に係る補助金収入及び経費を法人部門に計上しているためであり、各年度の資金繰りは年度予算により計画的に確保されている【表5-4】。令和5年度の保育園から認定こども園への移行に伴い、前年までの保育園の収益事業会計が学校会計に組み込まれ、園舎建設時の借入金が増加した。また、南館校舎の取得による借入金も増加したが、取得前の南館賃借料と令和6年度の償還金を差し引くと27,329千円の経費削減を実現している【表5-5】。

【表5-3】過去5年間の入学定員充足率

（単位：人、％）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定数（人）	160	160	160	160	160
入学者数（人）	163	193	166	165	160
充足率（％）	101.8	120.6	103.7	103.1	100.0

【表5-4】過去5年間の収支状況

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支差額	△23,230	74,609	167	57,770	71,972
特別収支差額	△1,021	4,554	230,072	10,651	△7,251
基本金組入前 当年度収支差額	△24,251	79,164	230,240	68,422	64,720
期末現預金	407,964	486,085	406,522	466,324	643,557

【表 5-5】過去 5 年間の借入金の状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
返済額（千円）	13,660	13,660	13,952	57,664	66,164
負債償還率(%)	1.6	1.2	1.0	5.4	6.1

※負債償還率（借入金返済支出+借入金等利息支出/事業活動収入）

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生徒等納付金を主たる収入源とする本学においては、引き続き学生確保を堅持することが重要である。志願者数が減少傾向にあるなか、新たな入試広報を検討すべく、令和 6 年中に事務局中堅職員を中心とした「学生募集対策チーム」を立ち上げ、チームからの意欲的な提案を令和 7 年度予算化した。更に、これらの提案を継続的に検討する場として、広報戦略会議を設置し「選ばれる大学」であり続けるための方策を創出する。また、学生数が最も多い令和 3 年度生が卒業することで、令和 7 年度以降の収入減が確実であるため、実習費補助制度の見直し、授業資料等の電子化及び電子シラバスの導入による印刷費削減などを実行し、大学の目的遂行に必要な財務基盤の維持に努める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計 処理の適正な実施

「学校法人会計基準」及び本法人の「経理規程」に基づき、適切に会計処理を行っている。税理士法人と会計顧問契約を交わし、月次ごとに証ひょう書類のチェックを受け、会計処理上の指導を受けている。更に、より専門的な問題が発生した場合には、公認会計士を交えて3者で相談できる体制を整えている。

5-5-② 会計 監査の体制整備と厳正な実施 監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は公認会計士を社員とする監査法人により実施しており、決算時だけでなく年度途中の中間監査も行っている。主に科目ごとの内容・金額等の精査、期末決算及び来年度以降の改善点の指導を受けている。また決算時には、監事による監査報告書を作成し決算案が付議される理事会及び評議員会で監査報告を行っている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準や経理規程に基づき、適正な会計処理を行うことで、経営状況を明らかにしていく。

また、会計処理上の疑問や判断が難しいものについては、監査法人にその都度確認し、指導を受けていく。

[基準 5 の自己評価]

本学園の経営・管理体制として、寄附行為に基づいた理事会及び評議員会を適時適切に開催し、中期計画や単年度事業計画などの重要な意思決定を行い、決定された業務の執行については、副理事長、常務理事が補佐する体制としている。また、理事長を議長とする月 1 回の運営会議は、経営層と大学との意思疎通を円滑にするとともに、迅速な意思決定を可能とする体制として有効に機能している。法人、大学それぞれの管理者が理事会、評議員会、運営会議の構成員となることで、多面的に意思疎通を図るとともに相互チェックを可能としている。

財政基盤については、中期計画の着実な推進と同計画に基づいた年度ごとの予算編成を行い、理事会及び評議員会の承認を得て執行している。大学の入学定員及び収容定員は過去 5 年間 100% 超で推移しており、令和 5（2023）年度からは両学部に経常費補助金も交付されたことから財務基盤は安定していると評価できる。

会計においては、税理士法人により日常的な会計指導を受けたうえで、監査法人による中間監査及び期末監査が適正に行われている。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」の基準を満たしていると評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では平成 27 年度の開学時から、自己点検・評価委員会を設置して継続的な自己点検・評価の体制を整備・実行してきた。また、本学に設置する 12 の常設委員会及び図書館運営会議には、研究科長、学部長、専攻長、センター長、事務局内各部長、図書館長のいずれかの役職者を配置し、委員会等の統括と改善を推進する役割を担っている。

自己点検・評価委員会では、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機構による認証評価について、日本高等教育評価機構による受審を想定し、同評価機構が定める「基準」に基づいた自己点検評価書を毎年度作成（本学 HP 参照）してきた。令和 2 年度に本学として初めて同評価機構による認証評価を受審するにあたり、学長を委員長とする自己点検・評価委員会の構成員を整理し、責任体制を明確にした。これに伴い、令和 3 年度以降は新しい体制で評価を行った。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

各委員会において構成員の重複や、業務内容の実際とのかい離が認められたため、令和元（2019）年度に全委員会の構成員及び業務内容の見直しを行い、その後も変化に対応した内容改善を行っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

令和元（2019）年度の自己点検・評価委員会規程の見直しにより、自己点検・評価委員会は学長を始めとする各部門の役職者で構成し、委員会の下に作業部会を置く体制とした。作業部会は自己点検評価書の作成にあたり、各項を所掌する部門・委員会に検討を依頼し、その結果を取りまとめて委員会に報告する。自己点検評価書は理事長に提出された後、本学 HP にて公表する。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では IR を所掌する部署を企画部とし、各種データの収集・分析及び活用に関する業務を担っている。全体的な指標データとして、入試結果と入学率、収容定員充足率（本文 5 ページ参照）、留年者数、退学者数【表 3-5】【表 3-6】、国家試験合格率【表 3-7】、卒業者数及び就職率を学務部が収集している。また、新設した看護学部 of 期末試験結果をもとに偏差値と GPA (Grade Point Average) の相関関係分析を今年も企画部が行った。

なお、FD・SD 委員会では前期・後期に授業評価アンケートを実施し、結果の集計と公表している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学として初めての認証評価を受審した後、その結果を各部署に反映させるため、組織規程を改正して責任体制を明確化した。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では学部ごとのディプロマ・ポリシーと、それを達成するためのカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを一体的に定めており、継続的な見直しを行っている。

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、両学部より選出された教務委員会の主導により、教育課程、成績評価、授業計画等に関する課題について、全学的な視点で検討している。アドミッション・ポリシーも同様に両学部より選出された入試委員会の主導による検討がなされており、これらの検討結果は、運営会議、教授会もしくは部門長会議などの上位の会議機関により審議され、決定している。

令和元（2019）年度より、各部門が学長の年度目標に基づいた年間活動目標を作成し、年度末には目標に対する結果報告の実施を始めており、中期計画に基づく毎年度の活動計画に「事業改善シート」を導入のうえ、事業計画毎に事業評価を実施し、PDCA サイクルの仕組みと確立を図った。また、活動目標及び報告を電子化し、全教職員が閲覧できる状態にしている。令和 4 年度からは事業改善シートを各部署に導入し、PDCA サイクルを用いた運用を行っている。

本学は平成 27 年 4 月に開学し、平成 31 年 4 月には看護学部、令和 3 年度には大学院を開設しているため、毎年度、設置計画履行状況調査報告書を提出している。付された意見に対して改善策を講じてきた結果、平成 30（2018）年度の報告において開学時からの意見は解消され、看護学部及び大学院については、令和 4 年度に無事完成年度を迎えることができた。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の特色である IPE の推進については、前年度の反省に基づき改善を行った。特に、病院施設等における実習内容について、学部、専攻ごとに内容を検討した。ここで、全学的に検証する場として新たな会議体を設置し、各委員会などが捉える現状と課題について教職員全体で共有できる取り組みを強化した。

〔基準 6 の自己評価〕

本学では、学部、専攻、各委員会、事務局の各レベルにおいて検討された事項が教授会もしくは部門長会議に提案され、最重要事項は運営会議において決定される仕組みとなっている。その過程において多重的に点検・評価が為され、責任体制も明確である。以上のことから基準 6 を満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域・社会貢献

A-1. 地域・社会貢献

A-1-① 大学の人的資源の提供

A-1-② 地域と連携した事業の展開

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の人的資源の提供

本学の建学の精神に基づき、保健・医療系大学の専門性を生かし、本学研修委員会が検討し、卒業生並びに地域住民の生涯学習促進の一環として本学教員の派遣及び本学の人的資源ネットワークを生かした講師を招へいしての生涯学習講座や市民講座を開催している。

また、公的機関や学術団体からの要請に応じ、本学教員を派遣している。

ア 令和 6 年度 生涯学習講座 教養講座 I (桃李会) Zoom での LIVE 配信

日 程：令和 6 (2024) 年 5 月 26 日 (日)

場 所：長野保健医療大学

【第 1 部】10:00～12:00

テーマ：「臨床現場での研究活動への一歩」

講 師：須江慶太（鹿教湯三才山リハビリテーションセンター理学療法士）

参加者：31 名

イ 令和 6 年度 夏の生涯学習講座 専門講座 I (桃李会) (来場型)

日 程：令和 6 (2024) 年 8 月 25 日 (日) 10:00～11:30

場 所：ホテルメトロポリタン長野

テーマ：桃李会 10 周年記念講演「我々は何者か 何をするのか どう発達するのか」

講 師：金井敏男（長野保健医療大学名誉教授）

参加者：73 名

ウ リレー・フォー・ライフジャパン 信州長野

がんサバイバー（がん経験者）やその家族を支援し、地域全体でがんと向き合い、ガン征圧への願いを社会に訴えるチャリティー活動に教員 2 名が参加した。

なお、学生については、学校行事と重なり不参加となった。

日時：令和 6 (2024) 年 10 月 19 日 (土) 13:00～10 月 20 日 (日) 12:00

場所：長野駅東口公園

内容：・イベント会場設営等のボランティア

・リレーウォークへの参加

長野保健医療大学

- ・がん講演会への参加
- ・ルミナリエ・セレモニーのアシスト等

エ 令和6年度 秋の生涯学習講座 専門講座Ⅱ(桃李会) (来場型)

日 程：令和6(2024)年10月13日(日)

場 所：長野保健医療大学

【第1部】11:10～12:10

テーマ：「障がい者スポーツ」

講 師：大井直往（長野保健医療大学保健科学部長・教授）

参加者：46名

オ 令和6年度 冬の生涯学習講座、専門講座Ⅲ(桃李会) (ZoomでのLIVE配信)

日 程：令和7(2025)年2月16日(日) 10:00～11:30

場 所：長野保健医療大学

テーマ：「医療職が高齢者の自動車運転を考える」

講 師：宮下卓也（真田自動車学校理学療法士・教習指導員）

参加者：38名

カ 公的機関や学術団体からの要請による本学教員の派遣

(1) 第82回国民大会長野市準備委員会参与

派遣教員：田中榮司（本学学長）

(2) プログラムスーパーバイザー業務

実施日：令和6年4月1日～令和8年3月31日

場 所：国立研究開発法人日本医療研究開発機構本部

派遣教員：中島八十一（本学特任教授）

(3) 講師業務 感染症態解析学に係る教育・研究

実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日

場 所：信州大学

派遣教員：高本雅哉（本学地域保健医療研究センター教授）

(4) 病院における作業療法士業務

実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日

場 所：上松病院

派遣教員：春原るみ（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

(5) 講師業務 いつでも傾聴でんわ養成講座

実施日：令和6年5月26日

場 所：長野市ふれあい福祉センター

長野保健医療大学

派遣教員：春原るみ（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (6) 講師業務 刑務所指導担当職員への指導

実施日：令和6年5月2日～令和7年3月31日

場所：長野刑務所

派遣教員：春原るみ（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (7) 地域リハビリテーション活動支援事業意見交換会業務
（長野市地域包括ケア推進課）

実施日：令和6年7月1日

場所：Zoom会議

派遣教員：春原るみ（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (8) 傾聴講座の講師業務

（川中島町住民自治協議会）

実施日：令和6年7月11日・25日

場所：川中島公民館

派遣教員：春原るみ（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (9) かわだん塾の講師業務

（川中島町住民自治協議会）

実施日：令和6年9月11日・11月28日

場所：川中島公民館

派遣教員：春原るみ（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (10) 長野県シニア大学佐久学部における講師業務

実施日：令和6年12月17日

場所：長野県佐久合同庁舎

派遣教員：春原るみ（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (11) 社会福祉法人長野市社会事業協会評議員会 評議員業務

実施日：令和6年7月11日

場所：にじいろキッズライフ（長野市若里）

派遣教員：春原るみ（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (12) 地域リハビリテーション活動支援事業意見交換会への参加
（長野市地域包括ケア推進課）

実施日：令和6年7月11日

場所：Zoom会議

派遣教員：春原るみ（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (13) この街きつず学園における理学療法士業務
実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日
場所：この街きつず学園（長野県諏訪市）
派遣教員：赤羽勝司（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）
- (14) 第23回全国障害者スポーツ大会の役員業務
（全国障がい者スポーツ協会）
実施日：令和6年10月24日～令和6年10月29日
場所：佐賀県
派遣教員：赤羽勝司（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）
- (15) アスレティックトレーナー専門科目検定員業務
実施日：令和7年2月3日
場所：日本スポーツ協会
派遣教員：赤羽勝司（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）
- (16) 一般社団法人日本パラアイスホッケー協会支援業務
- a) 2023-2024 シーズン日本代表強化合宿における日本代表強化スタッフ
実施日：令和6年4月1日～令和7年3月23日
場所：磐梯熱海アイスアリーナなど
派遣教員：赤羽勝司（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）
- b) 強化遠征の日本代表スタッフ
実施日：令和6年4月4日～11日
場所：新ときわスケートセンター（北海道苫小牧市）
派遣教員：赤羽勝司（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）
- c) パラアイスホッケー世界選手権Aプールの日本代表スタッフ
実施日：令和6年5月1日～14日
場所：カナダ・カルガリー
派遣教員：赤羽勝司（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）
- d) 2025年ジャパンアイスホッケーチャンピオンシップスタッフ業務
実施日：令和7年1月10日～1月15日
場所：ビッグハット（長野市若里）
派遣教員：赤羽勝司（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）
- (17) 第28回福井県理学療法学術大会での講師業務
（福井県理学療法士会）
実施日：令和7年2月3日
場所：Zoom会議
派遣教員：大町かおり（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (18) 第40回東海北陸理学療法学術大会 シンポジウム司会業務
実施日：令和6年9月7日
場所：岐阜市文化産業交流センター
派遣教員：大町かおり（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）
- (19) 地域の方向けの介護予防教室の講師業務等
実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日
場所：インターコート藤山王フィットネス
派遣教員：山本良彦（本学保健科学部リハビリテーション学科准教授）
- (20) 介護老人福祉施設青梨荘での作業療法士業務
実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日
場所：介護老人福祉施設青梨荘
派遣教員：勝山しおり（本学保健科学部リハビリテーション学科准教授）
- (21) 内田病院での作業療法士業務
実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日
場所：内田病院（群馬県沼田市）
派遣教員：土屋謙仕（本学保健科学部リハビリテーション学科准教授）
- (22) 群馬中央病院での作業療法士業務
実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日
場所：群馬中央病院（群馬県前橋市）
派遣教員：土屋謙仕（本学保健科学部リハビリテーション学科准教授）
- (23) 鶴賀病院での作業療法士業務
実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日
場所：鶴賀病院
派遣教員：栗林美智子（本学保健科学部リハビリテーション学科講師）
- (24) 講師業務 刑務所指導担当職員への指導
実施日：令和6年5月2日～令和7年3月31日
場所：長野刑務所
派遣教員：栗林美智子（本学保健科学部リハビリテーション学科講師）
- (25) 介護労働講習の講師業務
実施日：令和6年7月5日 他
場所：長野県高校教育会館
派遣教員：下田浩一（本学保健科学部リハビリテーション学科講師）

- (26) 上田いずみ園での作業療法士業務
実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日
場所：上田いずみ園
派遣教員：松下雅子（本学保健科学部リハビリテーション学科講師）
- (27) 認知機能維持・向上プログラムの講師業務
実施日：令和6年10月～令和7年3月
場所：松本少年刑務所
派遣教員：松下雅子（本学保健科学部リハビリテーション学科講師）
- (28) 坂城町子育て支援センター事業の講師業務
実施日：令和6年6月6日～令和7年2月13日
場所：坂城保育園 他
派遣教員：松下雅子（本学保健科学部リハビリテーション学科講師）
- (29) 腰痛等健康施策の実施等
実施日：令和5年12月1日～令和6年11月30日
場所：みすずコーポレーション
派遣教員：佐藤剛章（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）
- (30) 転倒災害防止・腰痛予防セミナーの講師業務
（長野産業保健総合支援センター）
実施日：令和6年9月17日
場所：若里市民文化ホール
派遣教員：佐藤剛章（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）
- (31) 前庭障害に対する理学療法におけるリハビリテーション業務
実施日：令和6年6月1日～令和7年3月31日
場所：信州大学
派遣教員：荻原啓文（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）
- (32) 臨床認定カリキュラム教育機関への講師業務
（長野県理学療法士会）
実施日：令和6年11月23日 他3回
場所：Zoom会議
派遣教員：荻原啓文（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）
- (33) 竹重病院での作業療法士業務
実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日
場所：竹重病院

長野保健医療大学

派遣教員：近藤優樹（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）

- (34) 長野刑務所において指導担当職員への指導業務
実施日：令和6年5月2日～令和7年3月31日
場所：長野刑務所
派遣教員：北澤一樹（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）

- (35) 信州大学サッカー部でのトレーナー活動
実施日：令和6年2月1日～令和6年11月30日
場所：信州大学
派遣教員：杉本穂高（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）

- (36) フィジカルアセスメントの講師業務
実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日
場所：長野県厚生連佐久総合病院看護専門学校
派遣教員：田中高政（本学看護学部看護学科教授）

- (37) 看護研究研修の講師業務
実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日
場所：厚生連北信総合病院
派遣教員：坂口けさみ（本学看護学部看護学科教授）

- (38) 災害支援ナースフォローアップ等の講師業務
実施日：令和6年8月7日
場所：長野県看護協会会館
派遣教員：宮越幸代（本学看護学部看護学科教授）

- (39) 長野市防災基金運営委員会業務
（長野市総務部危機管理防災課）
実施日：令和6年9月6日
場所：長野市役所
派遣教員：宮越幸代（本学看護学部看護学科教授）

- (40) 後輩育成研修Ⅱの講師業務
実施日：令和6年6月12日
場所：長野赤十字病院
派遣教員：鈴木真理子（本学看護学部看護学科准教授）

- (41) がん看護学総論の講師業務
実施日：令和6年8月9日

場所：静岡がんセンター

派遣教員：鈴木真理子（本学看護学部看護学科准教授）

- (42) 令和6年度認定看護管理者教育課程研修講師業務

実施日：令和6年6月18日

場所：長野県看護協会会館

派遣教員：ミルズしげ子（本学看護学部看護学科講師）

- (43) 学会のあり方委員会他学会発表

（日本手術看護学会）

実施日：令和6年6月21日

場所：福岡国際会議場

派遣教員：ミルズしげ子（本学看護学部看護学科講師）

- (44) 第28回日本看護管理学会学術集会役員業務

（日本手術看護学会）

実施日：令和6年8月23日～24日

場所：名古屋国際会議場

派遣教員：ミルズしげ子（本学看護学部看護学科講師）

- (45) 長野県健康社会史の講師業務

実施日：令和6年10月22日

場所：長野県立大学

派遣教員：依田明子（本学看護学部看護学科講師）

- (46) グローバルマネジメント学部における講師業務

実施日：令和6年6月18日

場所：長野県立大学

派遣教員：横関祐子（本学看護学部看護学科講師）

- (47) グローバルマネジメント学部における講師業務

実施日：令和6年6月18日

場所：長野県立大学

派遣教員：横関祐子（本学看護学部看護学科講師）

- (48) 母性看護学概論の講師業務

実施日：令和6年4月1日～令和7年3月31日

場所：須坂看護専門学校

派遣教員：小林康子（本学看護学部看護学科講師）

- (49) 家族看護概論等の講師業務
実施日：令和6年6月7日～令和6年7月26日
場所：長野看護専門学校
派遣教員：山本順子（本学看護学部看護学科助教）
- (50) 家族看護概論等の講師業務
実施日：令和6年6月7日～令和6年7月26日
場所：長野看護専門学校
派遣教員：山本順子（本学看護学部看護学科助教）
- (51) 文化講演会（健康セミナー）の講師業務
（上田法人会）
実施日：令和6年7月26日
場所：上田 REI ホテル
派遣教員：吉澤恵子（本学看護学部看護学科助教）
- (52) 病院及び介護施設における感染管理業務
実施日：令和6年7月1日～令和7年3月31日
場所：丸子中央病院
派遣教員：今西亮（本学看護学部看護学科助教）
- (53) 教育セミナー1・2の座長業務
（第12日本ニューロサイエンス看護学会学術集会）
実施日：令和7年3月1日
場所：Zoom 会議
派遣教員：松石健太郎（本学看護学部看護学科助教）
- (54) 厚生労働省交付金事業ヘルスカウンセラー業務
（介護労働安定センター）
実施日：令和7年1月14日
場所：塩尻市広丘公民館
派遣教員：水内豊（本学看護学部看護学科助手）

A-1-② 地域と連携した事業の展開

近隣自治体等と協定を結び地域と連携した事業の展開を行うなど、地域に根ざした活動を行っている。

ア 川中島町住民自治協議会との連携協定に基づく事業
（協定締結日 平成30年2月1日）

【地域連携事業】

体力測定会

a) 第1回(春)

- ・日 時 令和6年5月25日(土) 午前10時から(午前の部)
午後1時から(午後の部)
- ・場 所 長野保健医療大学 本館講堂
- ・内 容 ①身長・体重・体組成測定、②握力、③バランステスト、④立ち上がりテスト、⑤2ステップ・テスト、⑥10m歩行速度、⑦基本チェックリスト、⑧健康と生活についての質問票
- ・参加者 62人(午前の部 33人、午後の部 29人)
- ・その他 本学教職員13人 学生18人 住自協2人 計33人参加

b) 第2回(秋)

- ・日 時 令和6年10月26日(土) 午前10時から(午前の部)
午後1時から(午後の部)
- ・場 所 長野保健医療大学 本館講堂
- ・内 容 ①身長・体重・握力、②体組成測定、③バランステスト、④立ち上がりテスト、⑤2ステップ・テスト、⑥10m歩行速度、⑦基本チェックリスト、⑧健康と生活についての質問票
- ・参加者 49人(午前の部 27人、午後の部 22人)
- ・その他 本学教職員12人 学生23人 住自協2人 計37人参加

イ 飯山市との連携協定に基づく事業

(協定締結日 平成30年7月3日)

【地域連携事業】

飯山市と長野保健医療大学が連携し、健康長寿を基盤とする活力ある地域づくりを推進するとともに、地域の健康増進と人材の育成に寄与することを目的に、市から基本チェックリスト調査並びに介護保険被保険者台帳及び受給者台帳の提供を受け次のとおりデータ解析及び研究活動を行っている。

〈データ解析及び研究活動〉

(ア) 飯山市高齢者の基本チェックリストによるフレイルを予測するモデル

(ア) 基本チェックリストにてフレイルになる高齢者を予測するモデルを作成し、

それがどの程度予測できるか検証し、予防ケアを必要とする対象者を限定しリソースを有効活用することにつながる。

(イ) 高齢者の介護保険認定に関する長期予測モデルの作成

・モデルにおいて非認定と判定されなかった場合には、6年後に認定の可能性が高い高齢者として考えることができることが示唆された。これにより、早期かつ予防的な介入や対策が実施され、介護保険認定を予防または遅延させることが期待できる。

(ウ) 高齢者における要介護認定後の平均余命

- ・ 要介護認定後 13 年間に死亡した者の平均余命は初回認定要介護度が高いほど短かった。平均余命は初回認定時年齢が 80 歳未満では加齢とともに延長、80 歳以上では加齢とともに短縮した。

住民の平均寿命との差は加齢とともに縮小した。加齢とともに、平均寿命は短くなるが、要介護認定を受けた後の平均寿命はいずれの年齢でもほぼ一定であった。

(エ) 障害者手帳を所持する高齢者の生活機能の経年変化

- ・ 介護保険サービスを利用していない障害高齢者の生活機能の総得点は、全体としては、経年で上昇する（生活機能は低下する）ことが示唆された。一方、機能が向上する事例では、エレベータの設置などによる環境改善が一因であると推測された。

<地元ケーブルテレビ「健康チャンネル」へ出演>

健康増進や介護予防を推進するため、ケーブルテレビを活用した健康づくりに関する情報を広く発信することを目的とした「健康チャンネル」の番組制作への協力

- ・ 番組内容 筋力アップやバランス体操など、家の中でできる体操

ウ 長野県議会との包括連携協定に基づく事業

（協定締結日 令和元年 11 月 1 日）

【地域連携事業】

県政の意思決定を担う長野県議会と知的資産が集積する県内の大学が相互に連携することにより、地域課題への対応、魅力ある地域づくり、人材の育成に資することを目的に包括連携協定が締結されている。

『「こんにちは県議会です」大学生との意見交換会』が下記のとおり実施されたが、本学学生の参加希望はなく、本年度は不参加となった。

- ・ 日 時 令和 7 年 2 月 10 日（月） 13:30～
- ・ 場 所 長野県議会棟（学生はオンライン参加）
- ・ 内 容 3 グループに分かれて、下記テーマから 2 テーマを設定して意見交換
〈テーマ〉・若者の県外流出について
 - ・教育の課題について
 - ・公共交通について
 - ・魅力ある県づくりについて
 - ・働き方について

エ 長野市との連携協定に基づく事業

（協定締結日 令和 3 年 2 月 22 日）

【地域連携事業】

(ア) ゲートキーパー養成講座への参加

- ・ 日 時 ①（第 1 回）令和 6 年 4 月 20 日（土） 13:00～17:00
②（第 2 回）令和 6 年 8 月 6 日（火） 13:00～17:00

長野保健医療大学

③（第3回）令和6年10月20日（月） 13:00～17:00

- ・場 所 ①長野県立大学 象山寮、②③ 長野市生涯学習センター
- ・参加者 信州大学教育学部、長野県立大学、長野保健医療大学等の学生
- ・内 容 SESSION1 #大学生あるある
SESSION2 イヤな「病みツイ」？ いや、「悩みツイ」!!!
SESSION3 つなぎ・見守り・身を守る

【本学において「ゲートキーパー養成講座」を実施】

信州大学教育学部大学院生が内容を考え、講話・演習を実施。現実的なシチュエーションを想定し、グループワークを通して具体的な対処方法やゲートキーパーとしての役割を学ぶ機会とした。

- ・日 時 令和7年2月5日（水）
- ・場 所 長野保健医療大学
- ・内 容 上記に同じ
- ・参加者 理学療法学専攻 24名 作業療法学専攻 13名 看護学部 26名
教職員 10名 計 73名

※ ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人

(イ) 配慮が必要な児童のための支援に関する研修会への講師派遣

（長野市立小中学校教職員研修講座）

- ・日 時 令和6年5月10日（金） 14:10～16:50
- ・場 所 長野市教育センター（配信） オンライン参加（Zoom）
- ・内 容 テーマ：学校と医療との連携
- ・講 師 松下雅子（長野保健医療大学保健科学部講師）
- ・参加者 58名

(ウ) 長野市教育センター教職員研修講座への講師派遣

（長野市立小中学校教職員研修講座）

- ・日 時 令和6年5月16日（木） 15:00～16:50
- ・場 所 長野市教育センター
- ・内 容 テーマ：「知って守ろう子どもの命—教育活動中に起こる傷病の医療知識」
- ・講 師 塚田ゆみ子（長野保健医療大学健康管理課長）
- ・参加者 67名

(エ) NAGANO スマートシティコミッションへの参画

長野市が進める持続可能な街づくり構想の実現を目指すため、安心・安全・快適な上質の暮らしで幸せを実感できる未来型社会である「スマートシティ NAGANO」の実現に向けた事業推進に、会員として継続的に参画していく。

(オ) 放課後子ども総合プランアドバイザー登録

小学生の安全で安心な居場所を確保し、遊びや交流・体験を通して、子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事・子育ての両立を支援する。

<登録制度説明会>

- ・日 時 令和6年4月24日(水)
- ・場 所 長野保健医療大学
- ・参加者 5名

(カ) 塩崎スポーツフェスティバル(NAGANO 体力・健康チェックキャラバン)への参加

- ・日 時 令和6年11月17日(日)
- ・場 所 篠ノ井体育館
- ・内 容 体組成計、骨密度計健康チェック、幸福度チェック及び体力・健康チェックに協力
- ・参加者 本学 13名(学生11名 教員2名)

(キ) 信更地区体力・健康チェックキャラバンへの参加

- ・日 時 令和6年10月26日(土)
- ・場 所 信更公民館
- ・内 容 体組成計、骨密度計健康チェック、幸福度チェック及び体力・健康チェックに協力
- ・参加者 本学 12名(学生10名 教員2名)

(ク) 就職体験生(インターンシップ)への参加

a) 長野市保健所

- ・日 時 令和6年9月10日(火)
- ・参加者 看護学部生6名(キャリア教育・オープンカンパニー就業体験・職場体験に参加)

オ 公益財団法人ながの観光コンベンションビューローとの包括的連携協定の締結
(協定締結日 令和6年4月1日)

長野保健医療大学と公益財団法人ながの観光コンベンションビューローは両者が包括的な連携のもと、コンベンション誘致と多様な人材の集積と交流を推進することで、地域における知的基盤の強化や、地域グラウンドの向上による経済の活性化を図ることを目的とする。

カ 災害時における避難場所提供等に関する協定の締結
(協定締結日 令和6年4月24日)

地震、風水害その他の自然災害等が発生した場合又は災害が発生する可能性がある場合に、社会福祉法人信濃整肢療護園に入所する者の避難場所として、長野保健医療大学の施設を利用することに関し、必要な協定を締結し、地域との連携強化一層図る。

キ 長野刑務所との包括的連携協定の締結
(協定締結日 令和7年2月26日)

拘禁刑下に向けた取組の一環として、長野保健医療大学と長野刑務所が連携して受刑者の高齢や心身の障害等によって就業に必要となる能力が乏しい受刑者の機能向上を図り社会復帰に結びつけるとともに、作業等をテーマとする共同研究、作業療法に携わる人材の交流や育成、司法領域での職務内容に関する学生の理解の促進等の推進を目的とする。

ク ボアルース長野フットサルクラブの選手フィジカルチェック協力事業

長野保健医療大学と株式会社ボアルース長野フットサルクラブは、両者が包括的な連携のもと地域におけるスポーツ活動の活性化を図り、スポーツを基盤とした人材育成、地域の交流等を増進することにより、安心して暮らせる地域づくりを推進する。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

「地域で学び、地域を学ぶ、地域で育ち、地域が育つ」ことを教育の特長としている本学においては、今後も地域との連携活動を推進する計画である。本学が所在する長野市の川中島町住民自治協議会と平成30年2月に連携協定を締結し、その後飯山市と平成30年7月に、長野県議会と平成元年11月に、長野市と令和3年2月に連携協定を締結して、より具体的な連携事業を進め、地域住民の健康保健福祉の向上に寄与していく。

〔基準Aの自己評価〕

公的機関、学術団体、地域保健医療福祉施設などからの要請に応じ、委員、研究会講師、診療補助などに大学の業務に支障のない範囲で教員を派遣している。

学外からの要請に応じて大学職員を派遣することにより、学術研究の発展、専門知識の普及、地域への貢献のみならず、大学と地域との連携を深めることにより、「地域で学ぶ」教育の基盤強化に役立っていると評価している

高等教育コンソーシアム信州に加盟し、大学の個性を活かし、県内10大学と協力し、学生教育の成果と教育研究の還元とにより、県と地域の発展に貢献することをめざし活動している。また、長野県議会、長野市、飯山市、川中島町住民自治協議会と協定を締結して、行政データの解析、講演会開催、講師派遣、体力測定会の開催を行っており、着実に事業を展開している。また、研究フィールドとしての地域が重要となることから、計画的に地域との連携事業を促進する。

基準B 研究活動

B-1. 研究活動

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

人口減少が進み、大学進学者が減少し、学生定員確保が困難な時代になりつつある。大学の教育、研究、地域貢献の体制を充実させ、選ばれる大学となることが重要である。研究力の向上、研究実績の蓄積は喫緊の課題である。

研究活動支援体制の整備に伴い、研究活動は活発化している。研究活動実績は、外部資金研究費は7,881,936、学内研究費は応募1件、交付1件、研究倫理審査件数は12件（承認9件）であった（4-4. 研究支援 参照）。

[基準Bの自己評価]

研究活動は活性化している。科研費獲得を目指す教員を支援する体制の強化、学内研究の活発化支援が必要である。

V. 特記事項

1 IPE・IPW プログラム

1-1 IPW 論

IPW 論は、本学保健科学部リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）及び看護学部看護学科から構成される2年次学生を対象とした両学部合同授業とした。講義の一部には、少人数グループを単位としたIPEに必要な知識を共に学び合う体験型のワークショップを取り入れた。

1-2 IPW 演習 I

本学保健科学部リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）看護学部看護学科から構成される3年次学生151人を対象とした。

IPW 演習 I は、「地域における保健医療福祉の場を想定し、専門職連携について事前学習、課題の設定、チームワークを意識しながらチームの目標に向かっていくプロセスを相互に学びあう」ことを目標としている。3つの事例をペーパーペイシェントとして提示し、学生はIPW論で得られた知識や臨地実習での経験をもとに、専門職の役割を意識しながらグループで担当事例のゴールを模索するという、実践的な演習科目である。

グループは、理学療法学専攻から2～3人、作業療法学専攻から2～3人、看護学科から4～5人で、1グループが8人程度となるように構成し、全21グループとした。グループで、学生が職種の理解、どのように理解を促進するとよいのかについて事例から学び、問題の分析を行う機会となっている。

1-3 IPW 演習 II

本学保健科学部リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）及び看護学部看護学科から構成される4年次学生181人を対象とした。

IPW 演習Ⅱは、地域の病院・施設で実際に活躍している保健・医療・福祉に携わる人々の経験を直に聞くことによって、援助者間の「連携と統合」を具体的なものとして学習することを目標としている。全4日間の集中講義を通して、専門性の異なる本学学生が実際の事例に対し、グループごとに討論を重ね、事例に関する学びを共有した。

グループは、理学療法学専攻から1人、作業療法学専攻から1～2人、看護学科から2～3人で、1グループが5人程度となるように構成した。グループワークの過程を通して学科、専攻を越えた関係性を構築する機会となった。

2 高校・大学連携事業

「長野保健医療大学と長野市立長野高等学校との連携に関する協定書」（協定締結日 令和3年1月20日）に基づき、令和5年度に続き、市立長野高校での探究活動（12月時点での医療系大学・専門学校入学予定者対象）と本学の入学前教育（12月時点での本学への入学予定者対象）を実施した。

(1) 探求活動

市立長野高校の特編授業期間中（令和6年11月下旬から令和7年1月下旬）に3クール実施され、本学教員が担当した。

第1クール：生理学分野【本学共通教養センター三井由香准教授担当】

第1回目は11月26日（火）に行われ、参加生徒は生理学分野の講義を聴き、生きている理由（ことわり）や生きているとはどういうことか、どうして生物は生きていられるのか、というテーマについて理解を深めた。講義の最後に自分が興味を持った体内のメカニズムや現象等について調べるよう課題が出された。

第2回目は、12月5日（木）に行われ、前回出された課題について各生徒が興味を持った分野に関し16人を4人ずつ4つのグループに分け、それぞれのグループで発表を行い、グループで最も評価の高かった発表者4人が全体場で発表した。参加生徒たちは文献やインターネットなどを参考にしてしっかり準備し発表に臨んでいた。

第2クール：英語分野【本学共通教養センター駒井健吾講師担当】

第1回目は、12月16日（月）に行われ、担当講師から大学で専攻したフランス語について紹介があり、生徒はフランス語会話などを体験し、その後英語で医療に関する文献を読んだ。最後に自分が興味を持った言語について発音、文字、簡単な文法や挨拶など（可能であれば、その言語が話されている国・地域の(食)文化や医療に関する事柄など）を調べるよう課題が出された。

第2回目は、令和7年1月10日（金）に行われ、前回出された課題について各生徒が興味を持ち選んだ言語について4人のグループでまず発表を行い、グループで最も評価の高かった発表者4人が全体場で発表した。第1クール同様、生徒たちはしっかり準備し発表に臨ん

だ。文学について発表した生徒が最優秀発表に選ばれたことは、文学が切り拓くことばの可能性への目覚めを感じさせるものであった。

第3クール：医療分野【本学地域保健医療研究センター高本雅哉教授担当】

第1回目は令和7年1月16日（木）に行われ、事前に読んでおくよう指示された「死の貝 日本住血吸虫症との闘い」（小林照幸著）をもとに、住血吸虫症及び日本における対策の歴史について講義が行われた。講義終了後に資料を読み講義を聞いた感想を800字程度にまとめるよう課題が出された。

第2回目は、1月30日（木）に行われ、グループごとに感想を発表し、グループの代表が全体場で発表を行った。探究活動の締めくくりとして、担当講師は、「上級学校に進学したら自由な時間があるので、いろいろな経験をしてほしい、地域の人と関わる機会を持つことを意識し、医療だけでなく社会（地域）でも活躍できる人になってほしい。」と生徒たちにエールを送った。

いずれも本学教員による講義とそこで与えられたテーマについて参加生徒が探究活動を行い後日発表する形式をとり、いずれのクールにおいても発表内容について担当教員より評価コメントがあり、参加生徒の満足度は高く、進学に向け大きなモチベーションとなった。

(2) 入学前教育

本学の入学前教育は12月時点での入学予定者を対象とし、基礎学力向上と円滑な高大接続を目的として令和7年2月15日(土)に第1回目、3月8日(土)に第2回目が実施され、長野市立長野高校教員と本学教員が担当した。昨年度までは英語が2講座あったが、今年度は1講座とし、新たに生物を加えた。

第1回入学前教育【国語：長野市立長野高校内藤佳史教諭担当、英語：本学共通教養センター駒井健吾講師担当】

国語の事前課題の内容は語彙や同音異義語、かなづかい、文章読解、資料読解等で、用法や読解方法など注意すべき点について講義がなされた。担当講師からは、小学校、中学校、高校教師としてのこれまでの経験をふまえ、大変丁寧でわかりやすい解説があり、参加生徒は熱心に耳を傾けていた。

英語の講義ではイスラエルによるガザ地区への侵攻のなかで医療活動に従事する関係者のニュース記事を題材とし、語彙・表現を確認した後、ペアワークやグループワークも取り入れながら歴史的な背景や生々しい医療活動の実態を理解した。また、高校と大学での学びの違いについても説明があった。

なお、講義とは別に英語学習者がつまづく一因でもある過去分詞の用法についての解説と練習問題およびWHOの記事を読解しながら過去分詞に注目する自学用課題が第1回目に配布され、第2回目に提出後採点され4月に返却される予定である（本学共通教養センター奥村信彦教授担当）。

第2回入学前教育【理科基礎：長野市立長野高等学校片岡めぐみ教諭担当、生物：本学共通教養センター三井由香准教授担当】

理科基礎の事前課題は化学の分野から原子量、分子量、式量、濃度等に関わる問題、物理の分野から力学に関する問題が出され、担当講師から解答を導く過程などについて丁寧な解説があった。モル計算に関しては比の概念を用いた説明があり、担当講師は教室を回りながら生徒の理解度を丁寧に確認しながら講義を進めた。

生物は今年度初めて実施された。ヒトに関する内容のみを選び、その中でも大学で必要となる部分（細胞、核酸、血液、心臓、神経系等）に絞って講義がなされた。担当講師は教室内を回りながら学生に話しかけ、理解の様子をうかがいながら講義を進め、手ごたえを感じていた。

いずれの回においても参加生徒は事前に与えられた課題に取組み、講義を受けた。講義の中ではペアやグループでのディスカッションの場面もあり、入学前に高校での学習の復習ができたこと、大学の授業の一端に触れることができたこと、4月からの新たなクラスメートと事前に交流ができたこと等について非常に前向きな感想が聞かれた。

3 附属機関における臨地実習

本学には、附属施設として、長野保健医療大学附属整形外科リハビリクリニック及び幼保連携型認定こども園である川中島こども園があり、関連施設として、社会福祉法人四徳健康会ケアハウス南長野、社会福祉法人四徳会グリーンヒル、特別養護老人ホーム・ショートステイ グリーンヒル篠ノ井中央館の3施設がある。

上記施設は本学の臨地実習の施設として利用している。

令和6年度は、保健科学部では、長野保健医療大学附属整形外科リハビリクリニックでの臨床評価実習（2年・3年）・臨床実習（4年）・地域理学療法実習（4年）において、臨床実習指導者の指導の下に、評価・治療計画・治療という一貫した治療行為、そのために必要な記録・報告を経験した。また、リハビリテーションの現場において、他職種との連携や地域の理学療法士の役割を理解し、そこで必要な技術や知識・評価・実施方法を学んだ。

看護学部では、関連3施設での早期体験実習（1年）において、保健医療福祉に共通する対人援助の基礎となるコミュニケーションに関する理論と方法及び態度を学んだ。また、基礎的な救急蘇生の実践について、必要な手技を修得した。

老年看護学実習（3年・4年）においては、高齢者の生活の場を考慮し、地域の多様なケア施設、地域包括ケアに位置づけられる医療機関などを視野に入れ、認知症など慢性疾患を持つ高齢者を対象として、身体面・心理面・社会面からの健康状態を包括的にアセスメントする能力を養った。また、実践の場の特徴を理解し、多職種チームメンバーの一員として協働しながら、看護実践を行った。

また、川中島こども園では小児看護学実習及び母性看護学実習（3年）を実施しており、発達段階のこどもや乳幼児の成長過程について学んでいる。

VI. 長野保健医療大学中期計画における令和6年度の事業改善評価

本学中期計画（2020～2024年度 5か年計画）に基づいた令和6（2024）年度重点施策について、事業改善シートによりPDCAサイクル運用を実施した。

事業改善評価は以下のとおりである。

1. 教育体制、環境、運営体制の整備

1-1 教育体制の整備

(1) 大学院教員の確保

- ・今年度退職した大学院教員3名の後任に、あらたに採用された2名と博士取得者1名を学内から選考した。

(2) 大学教員の確保

- ・理学療法学専攻では来年度教員10名体制となる。学部卒と同時に大学院への進学者が1名となった。また、長期的な視点に立って、在学生から教員志望者を早期に把握していく。
- ・作業療法学専攻の教員数は9名で維持された。今後は教員10名体制に向けて教員確保の取組みを継続していく。
- ・看護学部では適正な教員数を確保しているが、退職予定教員についてできるだけ早めに把握し対策を進める。

(3) 国家試験合格率の向上

- ・理学療法士、作業療法士ともに合格率100%を目指したが、達成できなかった。不合格となった学生たちには、来年度に向けて指導を継続していく。
- ・看護学部でも合格率100%に届かなかった。1年生の頃から国家試験を意識づけると共に、支援内容を抜本的に見直していく。特に既卒者の合格率が低く、卒後支援の必要性が明らかになった。

(4) 全学新カリキュラムの構築

- ・新カリキュラム検討委員会を設置して議論を進め、年度内の原案作成に至った。専門科目においても、科目の点検による統廃合が進められ、両学部共同科目の充実に向けた提案も為されたことは画期的であった。

(5) IPEの推進

- ・令和7年度看護学部新カリキュラム改正に伴い、IPWⅠ演習科目について前半8コマは従来通り両学部共同演習、残り7コマは看護学部内で医療機関を招き多職種連携事例を学ぶ内容とした。

- ・大学のカリキュラム検討委員会において IPE 関連科目が両学部共同開催を主要施策と位置付けていることを受けて、両学部専門科目として IPE 関連科目を統合できた。

(5) 分掌体制の整備

- ・看護学部運営委員会を設置し毎月 1 回開催され、活発な意見交換が行われている。

(6) 教職員の資質向上

- ・教職員の能力・資質向上のために研修会を実施し、ほとんどの教職員が参加している。また授業評価アンケートを行い、教育環境の改善・工場に努めるとともに学生にフィードバックしている。今後は教育媒体の電子化に対応しつつ、より効果的な学習ができるような対策を検討していく。

(7) アセスメントポリシーの策定

- ・アセスメントポリシー策定の前段階として、成績等のデータを収集・分析する I R システムの構築に取り組み、規程等の整備を行ったため、アセスメントポリシーの策定は、令和 7 年度にかけての継続事業とする。

1-2 教育環境の整備

(1) 健康管理

- ・定期健康診断の実施と必要な学生への指導等の取り組みを行った。学生相談との連携が必要な学生への支援を継続していく。

(2) 奨学金制度の整備

- ・今後も受験生や入学生が利用してもらえるよう奨学金制度の充実を図っていききたい。また、それに伴い必要に応じて入試制度も変更していく。さらに、今後在学生対象の奨学金制度についても研究していく。

(3) 教育環境に関する意見要望の把握と研究の推進

- ・本学に入学後、学生の満足度や要望などを把握し、必要な措置を講じていく必要性は感じている。また、休退学につながらないよう相談支援体制を整えることも必要だと感じている。

(4) 電子教科書の導入検討

- ・授業資料の電子化に向けて、本館 WiFi 環境の整備を 6 年度から 2 年計画で進めており 6 年度は 6 月に実施した。また Microsoft Teams を利用し授業・会議・委員会の資料電子化を進めており、マニュアル作成や研修会を実施した。

1-3 運営体制 事務体制の整備

(1) ガバナンスコードの策定

・実施状況点検時に未整備であった寄附行為施行細則、内部統制及びリスク管理体制の整備が完了し、一定の環境が整った。次年度以降はガバナンスコードを活用した遵守状況把握によるガバナンス強化に努める。

(2) 自己点検評価への学外参画者

・令和7年度の実施に向けて他学の状況をヒヤリングした。このヒヤリング結果も参考にして検討中である。

2. 研究の推進

(1) 院生の業績報告会への参加

・今年度業績報告会では、院生および修了生が各1名発表した。勉強会も毎月行っており修士論文作成に向け、多くの教員から様々な指摘がなされ効果も高い。修士論文は終了予定の3名のうち1名のみの発表にとどまった。

(2) 研究費の確保・執行、研究活動の支援

・研究費獲得は何とか目標を達成したが、まだまだ申請件数も少なく多くの教員の研究費獲得への努力が求められる。

(3) 紀要への投稿促進

・紀要投稿数は減少し、原著、総説1本ずつとなったが、その分外部への投稿が増え、研究は活性化してきている。

3. 学生自治活動の活性化

(1) 学生生活の実態及び大学満足度の把握

・学生会との面談や学生生活の実態及び大学満足度アンケートから、より良い学生生活を送るための支援体制を更に整えていく。

4. 地域との連携強化

(1) 高大連携の推進

・市立長野高等学校との連携協定に基づき、高校での探究活動（医療系大学・専門学校入学予定者対象）と本学の入学前教育（入学予定者対象）を実施した。探求活動は3クール（生理学、英語、医療の各分野）実施した。本学教員による講義とそこで与えられたテーマに関しグループで探究活動を行い後日発表する形で、生徒の満足度は高く、進学に向け大きなモチベーションとなった。

- ・入学前教育は基礎学力と大学へのレディネス向上を目的とし、2回実施（国語・英語と理科基礎・生物）され、市立長野高校教員と本学教員が担当した。生徒は事前に与えられた課題に取り組み、講義を受けた。クラスメートとの事前の交流の場ともなった。

(2) 長野市・飯山市との連携事業充実、拡大

- ・地元自治区や長野市等行政機関との包括的連携協定に基づき、目標を上回る様々な事業を実施できた。

5. 財政基盤の強化

(1) 修学支援制度機関要件充足の維持

- ・授業資料の電子化に向けて、本館 WiFi 環境の整備を6年度から2年計画で進めており6年度は6月に実施した。また Microsoft Teams を利用し授業・会議・委員会の資料電子化を進めており、マニュアル作成や研修会を実施した。
- ・補助の見直しに伴い、ホームページ案を策定すると共にパンフレット案について検討中である。

6. 情報公開、広報活動の推進

(1) 受験生・入学生の確保

- ・今後オープンキャンパスなど対面での説明の機会を利用し、本学の特徴や優位性、魅力をPRしていくとともに、SNS などの手段を通じて本学の情報を継続的に発信していく。医療分野に興味・関心を持ってもらうことで、意欲ある受験生・入学生を確保していきたい。

(2) 小中学生への職業紹介

- ・次年度は年間を通じてオープンキャンパスや大学説明会の開催の案内を近隣中学に送付し、1人でも多くの中学生に参加してもらう機会をつくる。また、中学校が実施するキャリア教育や長野市が実施する事業なども活用し、小中学生への職業理解教育を推進するための機会を設けていく。